

平成 21 年 2 月 16 日
保 健 福 祉 部

盛岡市高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画の概要について

1 計画策定の要旨

本計画は、すべての高齢者を対象に、保健・医療・福祉の連携による健康づくりや生きがい活動など、安心して暮らせる地域社会の構築を目指すために策定するものであり、介護を必要とする状態にならないための介護予防事業及び介護や支援を必要とする高齢者を対象に介護保険サービスに関する計画を策定するものである。

また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を包含し、基本理念や施策の考え方を共有するものであり、両計画を一体的に策定するものである。

2 計画期間

平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年とする。

3. 主な変更点

(1) 計画書の構成の変更

第 4 期の計画を策定するにあたり、計画書の構成を再編成し、従前の第 3 章から第 5 章に記述していた事業を、一括して第 3 章として整理した。

(2) 各事業、各サービスの目標値の設定

第 3 期の実績等を基に、国が示す標準的な方法で、今後の高齢者の増加、サービス利用者の増加を推計し、第 4 期の目標値を定めた。

(3) 施設整備目標の設定

待機者の状況や、日常生活圏域毎の充足度、介護保険料への影響等を勘案し、整備数を定めた。

(4) 保健事業の取り扱い

高齢者保健福祉計画は、平成 20 年 4 月に「老人保健法」における保健事業が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく事業に移行したため、別に策定する健康増進計画と調和した計画とするように改められたが、当市では保健と福祉分野の連携は必要であるとの考え方から、第 4 期においても「高齢者保健福祉計画」として策定することとした。

(5) 保険料段階の細分化及び保険料の改定

介護保険法施行令の改正に伴い、基準段階の一部に特例第 4 段階を設けたほか、現行の第 5 段階を二つに分けて保険料率の軽減を行い、保険料の負担区分である所得段階をこれまでの 6 段階から 8 段階（「特例第 4 段階」を含むと実質 9 段階）に細分化するとともに、保険料率についても各所得段階に応じた負担となるよう調整した。

4 計画の概要

(1) 日常生活圏域について

現行どおり，7圏域とする。

(2) 地域包括支援センターの運営

現行どおり，7ヵ所の地域包括支援センターと12ヵ所のランチ型の介護支援センターとし，引き続き委託方式で運営する。

(3) 人口推計及び認定者数推計

第4期では高齢化が更に進行し，要介護（要支援）認定者も増加すると見込まれる。

| 人口推計 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| ア 全人口 | 298,286 人 | 297,664 人 | 296,500 人 |
| イ 65歳以上（第1号被保険者） | 61,917 人 | 63,213 人 | 64,936 人 |
| ウ 高齢化率 イ/ア×100 | 20.8 % | 21.2 % | 21.9 % |
| 要介護（要支援）認定者数 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 要支援1 | 515 人 | 534 人 | 550 人 |
| 要支援2 | 900 人 | 934 人 | 963 人 |
| 要介護1 | 2,232 人 | 2,269 人 | 2,298 人 |
| 要介護2 | 2,285 人 | 2,415 人 | 2,543 人 |
| 要介護3 | 1,791 人 | 1,858 人 | 1,926 人 |
| 要介護4 | 1,491 人 | 1,550 人 | 1,610 人 |
| 要介護5 | 1,388 人 | 1,441 人 | 1,494 人 |
| 合計 | 10,602 人 | 11,001 人 | 11,384 人 |

5 施設整備数

施設の整備数は，介護保険料への影響なども考慮しながら，施設入所を希望する1,407名のなかで，特に在宅で待機している390名のうち，要介護度の重い（要介護3～5）233名の待機者の解消を目指して，入所施設261床を整備予定とした。

(1) 介護老人福祉施設等

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度 見 込 | 平成 23 年度 目 標 | 第 4 期整備数 |
|-------------------------|-----|-----------------|-----------------|----------|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 施設数 | 14 施設 | 15 施設 | 1 施設 |
| | 定 員 | 954 人 | 1,074 人 | 120 人 |
| 介護老人保健施設 (老人保健施設) | 施設数 | 7 施設 | 7 施設 | 0 施設 |
| | 定 員 | 631 人 | 631 人 | 0 人 |
| 介護療養型医療施設 (療養型病床群) | 施設数 | 10 施設 | 0 施設 | - 施設 |
| | 定 員 | 334 人 | 0 人 | - 人 |
| 養護老人ホーム (1施設の建て替え) | 施設数 | 2 施設 | 2 施設 | 0 施設 |
| | 定 員 | 100 人 | 100 人 | 0 人 |

(2) 地域密着型サービス施設

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度 見 込 | 平成 23 年度 目 標 | 第 4 期整備数 |
|---|-----|-----------------|-----------------|----------|
| 介護老人福祉施設入所者 生活介護施設 (29人以下特別養護老人 ホーム) | 施設数 | 1 施設 | 2 施設 | 1 施設 |
| | 定 員 | 25 人 | 58 人 | 33 人 |
| 認知症対応型共同生活介 護施設 | 施設数 | 12 施設 | 18 施設 | 6 施設 |
| | 定 員 | 149 人 | 257 人 | 108 人 |
| 認知症対応型通所介護施 設 | 施設数 | 7 施設 | 8 施設 | 1 施設 |
| 小規模多機能型居宅介護 施設 | 施設数 | 1 施設 | 3 施設 | 2 施設 |

(3) 混合型特定施設入所者等生活介護施設

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度 見 込 | 平成 23 年度 目 標 | 第 4 期整備数 |
|--------------------------|-----|-----------------|-----------------|----------|
| 軽費老人ホーム等の既存 施設等の一部を対象 | 施設数 | 1 施設 | 6 施設 | 5 施設 |
| | 定 員 | 20 人 | 130 人 | 110 人 |

(4) 療養病床再編成施設

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度 見 込 | 平成 23 年度 目 標 | 第 4 期整備数 |
|---------------------------|-----|-----------------|-----------------|----------|
| 医療療養病床から老人保 健施設等への転換施設 | 施設数 | - 施設 | 6 施設 | 6 施設 |
| | 定 員 | - 人 | 354 人 | 354 人 |
| 介護療養病床から老人保 健施設等への転換施設 | 施設数 | - 施設 | 8 施設 | 8 施設 |
| | 定 員 | - 人 | 318 人 | 318 人 |

6 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者介護保険料基準月額算定根拠

第4期の保険料基準月額は4,312円となり、第3期の3,676円と比較して、636円の上昇となる。

保険料を財源とする給付費等の見込額が第3期では39,669,431千円であったが、第4期では50,992,396千円となり、11,322,965千円増加するため、介護給付費準備基金(平成21年2月1日現在の残額 597,953千円)を350,000千円取崩すこととし、保険料の上昇を抑制する。

また、介護報酬改定(2.8%)に伴う保険料上昇分については、国から交付予定の介護従事者処遇改善臨時特例交付金128,185千円を充当することにより、影響分の半額相当を軽減するものである。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 3年間の総額 |
|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 標準給付費見込額① | 15,583,150千円 | 16,471,906千円 | 17,896,924千円 | 49,951,980千円 |
| 地域支援事業費② | 338,446千円 | 346,490千円 | 355,480千円 | 1,040,416千円 |
| 給付費等合計③ (①+②) | 15,921,596千円 | 16,818,396千円 | 18,252,404千円 | 50,992,396千円 |
| 第1号被保険者 負担分④ (③×20%) | 3,184,319千円 | 3,363,679千円 | 3,650,481千円 | 10,198,479千円 |
| 調整交付金勘案後額⑤ (④+①×5%-①× 5.04%) | | | | 10,178,498千円 |
| 財政安定化基金 拠出金(A) | | | | 0千円 |
| 介護給付費準備 基金取崩額(B) | | | | 350,000千円 |
| 保険料収納必要額⑥ (⑤+A-B) | | | | 9,828,498千円 |
| 予定保険料収納率⑦ | | | | 98.70% |
| 第1号被保険者保険料 賦課総額⑧ (⑥÷⑦) | | | | 9,957,951千円 |
| 所得段階別補正後 被保険者数⑨ | 61,875人 | 63,170人 | 64,891人 | 189,935人 |
| 第1号被保険者 保険料基準月額⑩ (⑧÷⑨÷12月) | | | | 4,369円 |
| 特例交付金交付額(C) | | | | 128,185千円 |
| 第1号被保険者 保険料基準月額⑪ (⑩-C/⑨/12月) | | | 特例交付金による軽減後 | <u>4,312円</u> |

(2) 所得段階ごとの第1号被保険者保険料

ア 新段階の主な内容

- 特例第4段階 施行令改正により、基準段階の中でも特に収入の少ない層について、保険料率を軽減できることとなった。
- 第5段階 平成16年及び17年の税制改正により、それまで住民税非課税者で第3段階であった被保険者が課税対象者となった結果、保険料の段階が二段階上がった層について、負担の軽減を図った。

イ 保険料段階区分と保険料額

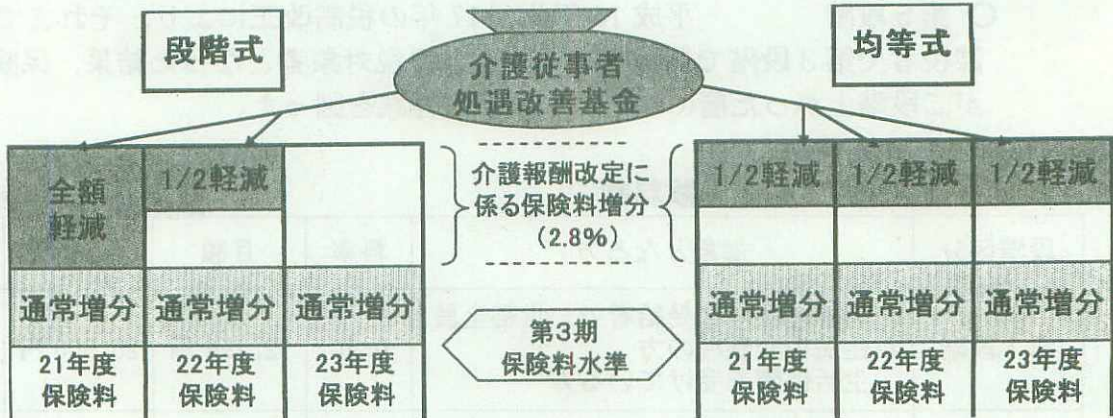
(網掛け 箇所は新規段階)

| 段階区分 | 対象となる方 | 料率 | 月額 | 年額 (改定) | 年額 (現行) |
|---------------|---|------|--------|------------|-----------------------------|
| 第1段階 | ・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・ 生活保護を受けている方 | 0.50 | 2,156円 | 25,900円 | 22,100円 |
| 第2段階 | ・ 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方 | 0.50 | 2,156円 | 25,900円 | 22,100円 |
| 第3段階 | ・ 世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方 | 0.75 | 3,234円 | 38,800円 | 33,100円 |
| 特例 第4段階 | ・ 本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方 | 0.90 | 3,881円 | 46,600円 | 44,100円 (月額 3,676円) |
| 第4段階 (基準額) | ・ 本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がいる方で、特例第4段階以外の方 | 1.00 | 4,312円 | 51,700円 | |
| 第5段階 | ・ 本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が125万円未満の方 | 1.15 | 4,959円 | 59,500円 | 55,100円 |
| 第6段階 | ・ 本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が125万円以上200万円未満の方 | 1.25 | 5,390円 | 64,700円 | |
| 第7段階 | ・ 本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が200万円以上400万円未満の方 | 1.50 | 6,468円 | 77,600円 | 66,100円 |
| 第8段階 | ・ 本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が400万円以上の方 | 1.65 | 7,115円 | 85,400円 | |

《参考》 保険料の軽減のイメージ図

国が示す軽減方式

当市の軽減方式



※ 軽減方式について

特例交付金を充当した保険料の軽減方式は各保険者で選択できることから、当市においては、被保険者が最も混乱しないと思われ、かつ、介護保険料の基本的賦課方式である3年間均等式を採用する。

盛岡市高齢者保健福祉計画・
第4期介護保険事業計画（案）

盛岡市保健福祉部介護高齢福祉課

盛岡市保健福祉部地域福祉課

盛岡市保健所健康推進課

盛岡市玉山総合事務所健康福祉課

目 次

第1章 総 論

| | | |
|---|---|---|
| ① | 基本理念 | 1 |
| ② | 基本方針 | 1 |
| | 施策の体系図 | 2 |
| ③ | 性 格 | 3 |
| | (1) 法的位置付け | 3 |
| | (2) 「盛岡市総合計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との関係 | 3 |
| ④ | 策定の方法 | 4 |
| | (1) 計画策定の基本姿勢 | 4 |
| | (2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会及び盛岡市介護保険運営協議会による計画づくり | 4 |
| ⑤ | 期 間 | 4 |
| ⑥ | 日常生活圏域 | 5 |
| | 日常生活圏域図 | 6 |
| ⑦ | 地域包括支援センター | 7 |

第2章 高齢化の進展と高齢者等の現状

| | | |
|---|---------------|---|
| ① | 人口推計 | 8 |
| | (1) 総人口の推移と推計 | 8 |
| | (2) 人口構成 | 9 |
| | (3) 自然動態 | 9 |

| | |
|------------------------------|----|
| (4) 社会動態 | 10 |
| 2 高齢者の推移、高齢者等世帯及び就労状況 | 10 |
| (1) 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移 | 10 |
| (2) 高齢者世帯構成 | 11 |
| (3) 要介護認定者の世帯構成 | 12 |
| (4) 要介護認定者の状況 | 12 |
| (5) 産業別就業状況 | 13 |
| 3 高齢者の健康の状況 | 14 |
| (1) 高齢者の主要疾病分類 | 14 |
| (2) 病院、診療所に入院中の高齢者 | 14 |
| (3) 男女別平均寿命 | 15 |
| (4) 主な死因 | 15 |

第3章 施策・事業の推進

| | |
|----------------------|----|
| 1 健康で安心な生活の実現 | 16 |
| (1) 健康づくりの推進 | 17 |
| ア 健康教育 | 17 |
| イ 健康相談 | 18 |
| ウ 健康診査 | 19 |
| エ 訪問指導 | 20 |
| (2) 介護予防の推進 | 21 |
| ア 特定高齢者把握評価 | 21 |
| イ 特定高齢者通所型介護予防事業 | 22 |
| ウ 特定高齢者訪問型介護予防事業 | 23 |
| エ 介護予防普及啓発事業 | 23 |
| オ 介護予防教室運営事業 | 24 |
| カ 元気はなまる教室 | 25 |
| キ 生活管理指導短期宿泊事業 | 25 |

| | | |
|----------|-----------------------------------|----|
| 2 | 生きがいをもって過ごせる生活の実現・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (1) | 生きがいづくりの推進 | 28 |
| ア | 社会参加活動団体への支援 | 28 |
| (ア) | 老人クラブ | 28 |
| (イ) | その他の高齢者団体 | 29 |
| (ウ) | 敬老バス運行事業 | 30 |
| イ | 学習機会の充実 | 30 |
| (ア) | もりおか老人大学 | 30 |
| ウ | 健康増進事業の推進 | 31 |
| (ア) | 健康増進教室事業 | 31 |
| (イ) | マッサージ等指導教室 | 31 |
| エ | 文化・趣味・スポーツ活動の推進 | 32 |
| (ア) | 老人芸能大会 | 32 |
| (イ) | 老人作品展 | 32 |
| (ウ) | 老人スポーツ祭典 | 32 |
| (エ) | ニュースポーツ講習会 | 32 |
| (オ) | 地区老人スポーツ大会 | 32 |
| オ | 生きがいづくりの環境整備 | 33 |
| (ア) | 生きがいづくり関連施設の整備 | 33 |
| (イ) | 児童館・児童センターの世代間交流事業 | 33 |
| カ | 敬老事業等の実施 | 34 |
| (ア) | 敬老金品支給事業 | 34 |
| (イ) | 金婚慶祝会 | 34 |
| (ウ) | 高齢者無料入浴事業 | 34 |
| (エ) | 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業 | 34 |
| (2) | 社会参加の促進 | 34 |
| ア | 高齢者の就労促進 | 34 |
| (ア) | 盛岡市シルバー人材センター | 35 |
| (イ) | 高齢者就労相談事業 | 35 |
| イ | 高齢者ボランティアの育成及び高齢者団体の社会活動促進 | 35 |
| (ア) | 高齢者ボランティアの育成 | 35 |
| 3 | 安心で心のかよいあう生活の実現・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| (1) | 包括的支援事業の推進 | 40 |
| ア | 地域包括支援センター運営事業 | 40 |
| イ | 地域ケア体制 | 40 |
| (2) | 任意事業の推進 | 42 |
| ア | 介護給付等費用適正化事業 | 42 |
| イ | 家族介護者リフレッシュ事業 | 42 |
| ウ | 家族介護慰労事業 | 43 |

| | | |
|-------------------|-------------------------------|----|
| 工 | 成年後見制度支援事業 | 43 |
| 才 | 寝たきり老人紙おむつ支給事業 | 44 |
| カ | 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業 | 45 |
| キ | 住宅改修理由書作成費助成事業 | 45 |
| ク | 生活管理指導員派遣事業 | 46 |
| ケ | 「食」の自立支援事業 | 46 |
| (3) 在宅福祉事業の推進 | | 47 |
| ア | 生きがい活動支援通所事業 | 47 |
| イ | 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 | 47 |
| ウ | 緊急通報システム設置事業 | 48 |
| エ | 福祉電話設置事業 | 49 |
| オ | 火災警報器等給付事業 | 49 |
| カ | 要援護高齢者等住宅改造費補助事業 | 50 |
| キ | 高齢者住宅整備資金の貸付事業 | 50 |
| ク | 認知症支援ネットワーク事業 | 51 |
| ケ | 相談窓口 | 52 |
| | （ア）地域包括支援センター | 52 |
| | （イ）介護支援センター | 52 |
| | （ウ）市の窓口等 | 52 |
| コ | 老人福祉施設等事業 | 52 |
| | （ア）養護老人ホーム | 52 |
| | （イ）軽費老人ホーム | 53 |
| | （ウ）有料老人ホーム | 54 |
| (4) 介護予防サービス事業の推進 | | 54 |
| ア | 要介護（要支援）の認定 | 54 |
| イ | 要介護（要支援）者の状況 | 54 |
| ウ | 介護予防サービス実績及び見込み | 55 |
| | （ア）介護予防訪問介護 | 55 |
| | （イ）介護予防訪問入浴介護 | 56 |
| | （ウ）介護予防訪問看護 | 56 |
| | （エ）介護予防訪問リハビリテーション | 57 |
| | （オ）介護予防通所介護 | 58 |
| | （カ）介護予防通所リハビリテーション | 58 |
| | （キ）介護予防福祉用具貸与 | 59 |
| | （ク）介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護 | 59 |
| | （ケ）介護予防特定施設入所者生活介護 | 60 |
| | （コ）介護予防居宅療養管理指導 | 60 |
| | （サ）特定介護予防福祉用具販売 | 61 |
| | （シ）介護予防住宅改修 | 61 |
| | （ス）介護予防支援（介護予防サービス計画） | 62 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| エ | 地域密着型介護予防サービス見込み | 63 |
| (ア) | 介護予防認知症対応型通所介護 | 63 |
| (イ) | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 63 |
| (ウ) | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 64 |
| (5) | 介護サービス事業の推進 | 64 |
| ア | 介護サービス実績及び見込み | 64 |
| (ア) | 訪問介護 | 64 |
| (イ) | 訪問入浴介護 | 64 |
| (ウ) | 訪問看護 | 65 |
| (エ) | 訪問リハビリテーション | 66 |
| (オ) | 居宅療養管理指導 | 67 |
| (カ) | 通所介護 | 68 |
| (キ) | 通所リハビリテーション | 68 |
| (ク) | 短期入所生活介護及び短期入所療養介護 | 69 |
| (ケ) | 特定施設入所者生活介護 | 69 |
| (コ) | 福祉用具貸与 | 70 |
| (サ) | 居宅介護支援 | 71 |
| (シ) | 特定福祉用具販売 | 71 |
| (ス) | 住宅改修 | 72 |
| イ | 地域密着型サービス見込み | 73 |
| (ア) | 夜間対応型訪問介護 | 73 |
| (イ) | 認知症対応型通所介護 | 73 |
| (ウ) | 小規模多機能型居宅介護 | 74 |
| (エ) | 認知症対応型共同生活介護 | 74 |
| (オ) | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 75 |
| (カ) | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 75 |
| ウ | 施設サービス実績及び見込み | 76 |
| (ア) | 介護老人福祉施設 | 76 |
| (イ) | 介護老人保健施設 | 76 |
| (ウ) | 介護療養型医療施設 | 77 |
| (エ) | 特定入所者介護サービス費 | 78 |
| エ | 介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備目標 | 79 |
| (ア) | 介護老人福祉施設等 | 79 |
| (イ) | 地域密着型サービス施設 | 79 |
| (ウ) | 混合型特定施設入所者等生活介護施設 | 79 |
| (エ) | 療養病床再編成施設 | 79 |
| (6) | 支え合い活動の促進 | 80 |
| ア | 災害時要援護者対策の推進 | 80 |
| イ | 一人暮らし高齢者等対策推進事業 | 80 |
| (ア) | シルバーメイト事業 | 80 |
| (イ) | 介護教室・医療保健講座事業 | 81 |
| (ウ) | ふれあいシルバーサロン事業 | 82 |

| | |
|-------------------|----|
| (工) 友愛訪問推進事業 | 83 |
| ウ 認知症高齢者サポーター養成事業 | 83 |
| エ 地域福祉ボランティア | 83 |

第4章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

| | |
|------------------------|----|
| 1 介護保険料の算出方法 | 84 |
| 2 介護保険サービスの事業費用 | 85 |
| (1) 介護費用の負担区分 | 85 |
| (2) 地域支援事業費用の負担区分 | 85 |
| ア 地域支援事業費における負担割合 | 85 |
| (3) 介護サービスの総費用額 | 86 |
| 3 第1号被保険者の介護保険料 | 87 |
| (1) 標準給付費見込額 | 87 |
| (2) 地域支援事業費見込額 | 88 |
| (3) 第1号被保険者保険料の算出 | 88 |

第1章 総論

1 基本理念

地域の人々がお互いに協力しあいながら
高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことのできる
心のかよいあう高齢社会を目指して

この「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「前例のない高齢社会」を、優れた自然と住みよい環境の中で、高齢者が地域社会の一員として尊重された暮らしを営むために、「市民、民間団体、行政機関などが、それぞれの役割を果たしながら一体となった取り組み」や、「保健・医療と福祉の連携による健康づくり」と併せ、「高齢者の豊富な経験と知識などを生かした社会参加」により、生涯を通じて健やかで生きがいをもって安心して暮らすことのできる心のかよいあう連帯の精神に満ちた高齢社会を目指すものです。

2 基本方針

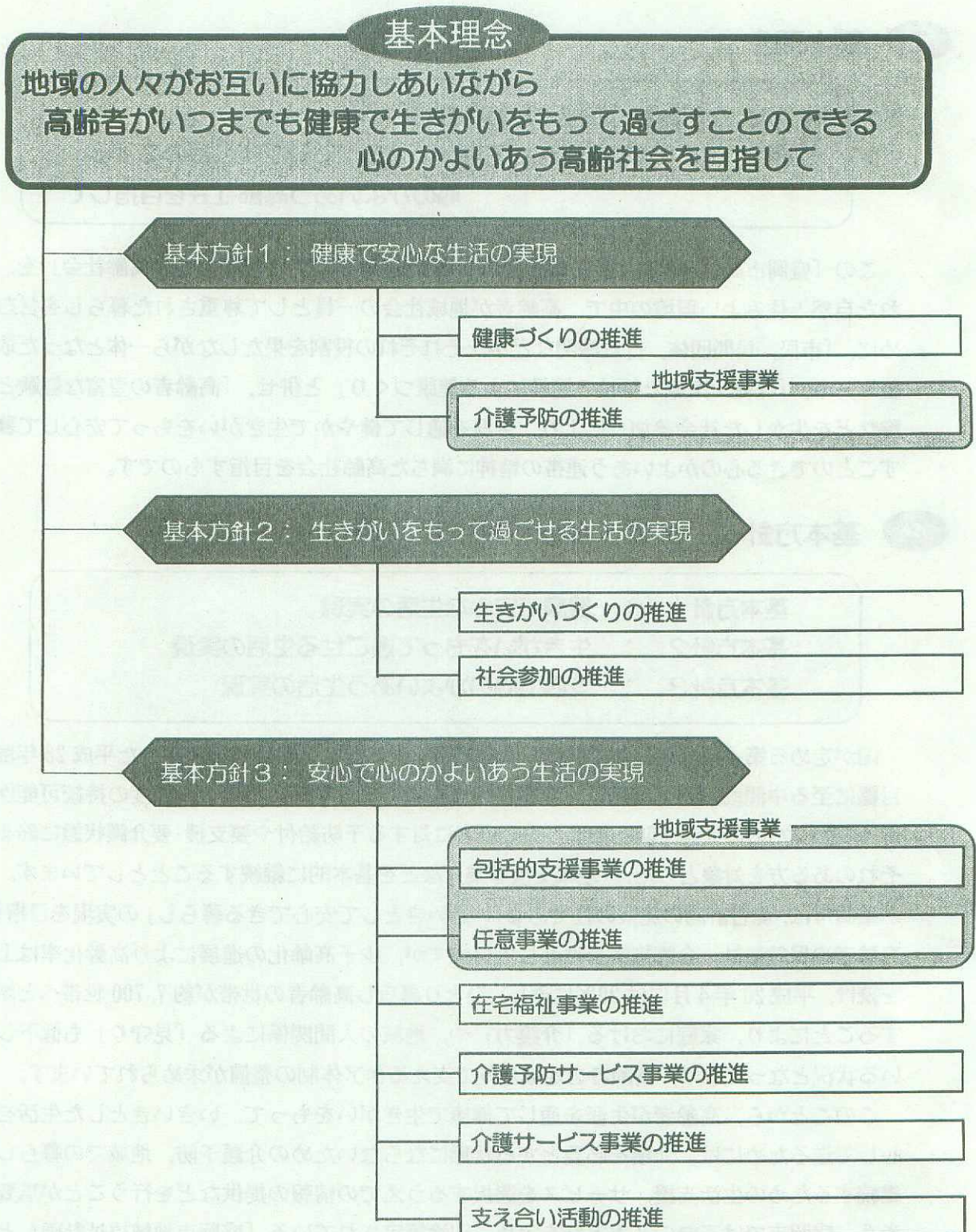
- 基本方針1 : 健康で安心な生活の実現
- 基本方針2 : 生きがいをもって過ごせる生活の実現
- 基本方針3 : 安心で心のかよいあう生活の実現

国が定める第4期介護保険事業における基本指針は、第3期計画で設定した平成26年度の目標に至る中間段階と位置付け、介護保険施設等の適正な整備目標と、制度の持続可能性を高めていくための介護予防を推進し、軽度者に対する予防給付や要支援・要介護状態に陥るおそれのある方を対象とした、「地域支援事業」などを基本的に継続することとしています。

盛岡市は、総合計画の施策の柱である「いきいきとして安心できる暮らし」の実現を目指し、高齢者の保健福祉・介護施策を推進していますが、少子高齢化の進展により高齢化率は上昇を続け、平成20年4月には20%に達し、ひとり暮らし高齢者の世帯が約7,700世帯へと増加することにより、家庭における「介護力」や、地域の間関係による「見守り」も低下している状況となっており、高齢者を地域全体で支えるケア体制の整備が求められています。

このことから、高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって、いきいきとした生活を安心して送るためには、介護を必要とする状態にならないための介護予防、地域での暮らしを継続するための生活支援、サービスを選択するうえでの情報の提供などを行うことが重要と考え、盛岡市では三つの基本方針を定め、別途策定されている「盛岡市地域福祉計画」と連携しながら、高齢者の保健福祉・介護施策を推進します。

施策の体系図



3 性 格

(1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」と老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」で構成しておりましたが、平成20年4月に老人保健法における保健事業が高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業に移行したため、別に策定する「健康増進計画」と調和した計画とするよう改められましたが、本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健・福祉分野の連携が必要と考え、従前どおり「高齢者保健福祉計画」として策定することとしました。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法に定める「市町村介護保険事業計画」に当たります。さらに、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、社会福祉法に定める「地域福祉計画」の、「高齢者を対象とする個別計画」に相当するものでもあります。

(2) 「盛岡市総合計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との関係

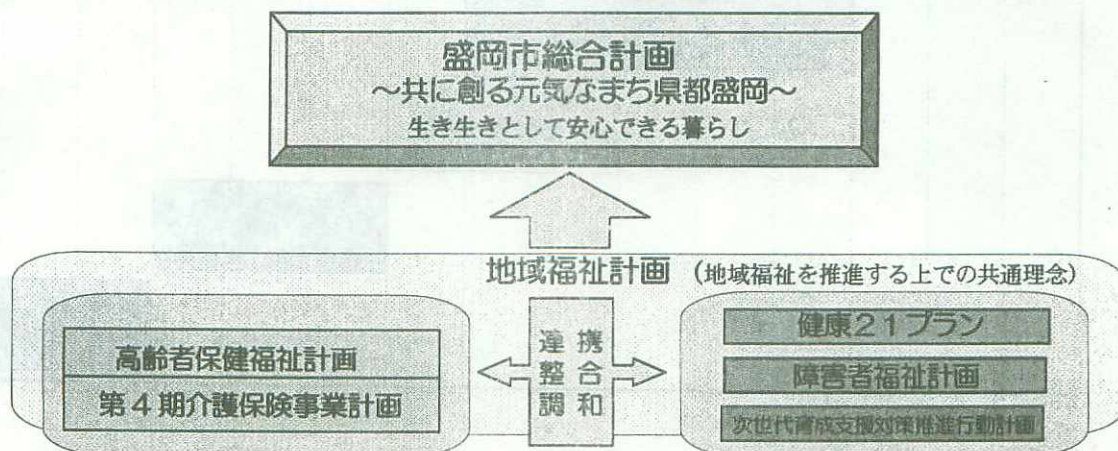
「盛岡市総合計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成26年度を目標年次とした、まちづくりの目指す将来像を実現するために展開される施策を踏まえたものです。

「高齢者保健福祉計画」は、「地域福祉計画」の個別計画として策定され、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという重要な課題に対して、本市が目指すべき基本理念を定め、その実現に向かって取り組む施策を具体的に示すものです。

一方、介護保険事業計画は、介護や支援を必要とする高齢者等に関する計画を策定するものです。

このため、「高齢者保健福祉計画」は、すべての高齢者を視野に入れており、「疾病の予防及び早期発見」・「健康づくり及び生活の安定」など、介護保険の給付対象とならない高齢者保健福祉サービスや健康相談、生きがい対策などの関連施策も計画の対象としています。

したがって、「高齢者保健福祉計画」は、「介護保険事業計画」を包含し、基本理念や施策の考え方を両計画が共有するものとし、両計画を一体的に策定するものです。



4 策定の方法

(1) 計画策定の基本姿勢

この計画の策定に当たり、高齢者の実態を十分に把握するため、「意向調査」を実施し、併せて、介護サービス事業者の実態等についても把握に努め、計画に反映させました。

また、市民の意見を広く計画策定に反映させるため、パブリックコメントや住民説明会などにより意見・要望の把握に努めました。

(2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会及び盛岡市介護保険運営協議会

この計画の策定に際しては、公募委員や学識経験者、医療関係者、福祉関係者、地域団体関係者で構成する「盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会」及び「盛岡市介護保険運営協議会」において計画への意見・提言を聴きました。

5 期間

第2期計画までは、5ヵ年を一期として3年ごとに計画を策定していましたが、第3期計画からは、社会情勢の変化、整備目標の達成状況及び保険料の財政的均衡を考慮し、2014年（平成26年度）の高齢者介護の姿を念頭に置いて、そこに至る中間段階の位置付けとし、3年を一期としています。第4期計画は、平成21年度から平成23年度までの3ヵ年を計画期間としています。

| 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
|---|--------|--------|--------|---|--------|---------------------------------------|--|--------|---|--------|---|--------|--------|--------|--|
| 第3次盛岡市総合計画 平成17年度～平成18年度 | | | | 盛岡市総合計画基本構想 (平成17年度～平成26年度) 実施計画3ヵ年毎 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 地域福祉計画 (平成17年度～平成26年度) 1年毎(平成21年度) | | | | | | | | | |
| 高齢者保健福祉計画 第1期介護保険事業計画 (平成12年度～平成18年度) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 高齢者保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 (平成15年度～平成19年度) | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 高齢者保健福祉計画・ 第3期介護保険事業計画 (平成18年度～平成20年度) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画 (平成21年度～平成23年度) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画 平成24年度～平成26年度 | | | | |

6 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、平成18年4月から、市内に日常生活圏域を設定しています。

圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件（旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位）、介護給付サービス施設の整備状況などを総合的に勘案して定めています。

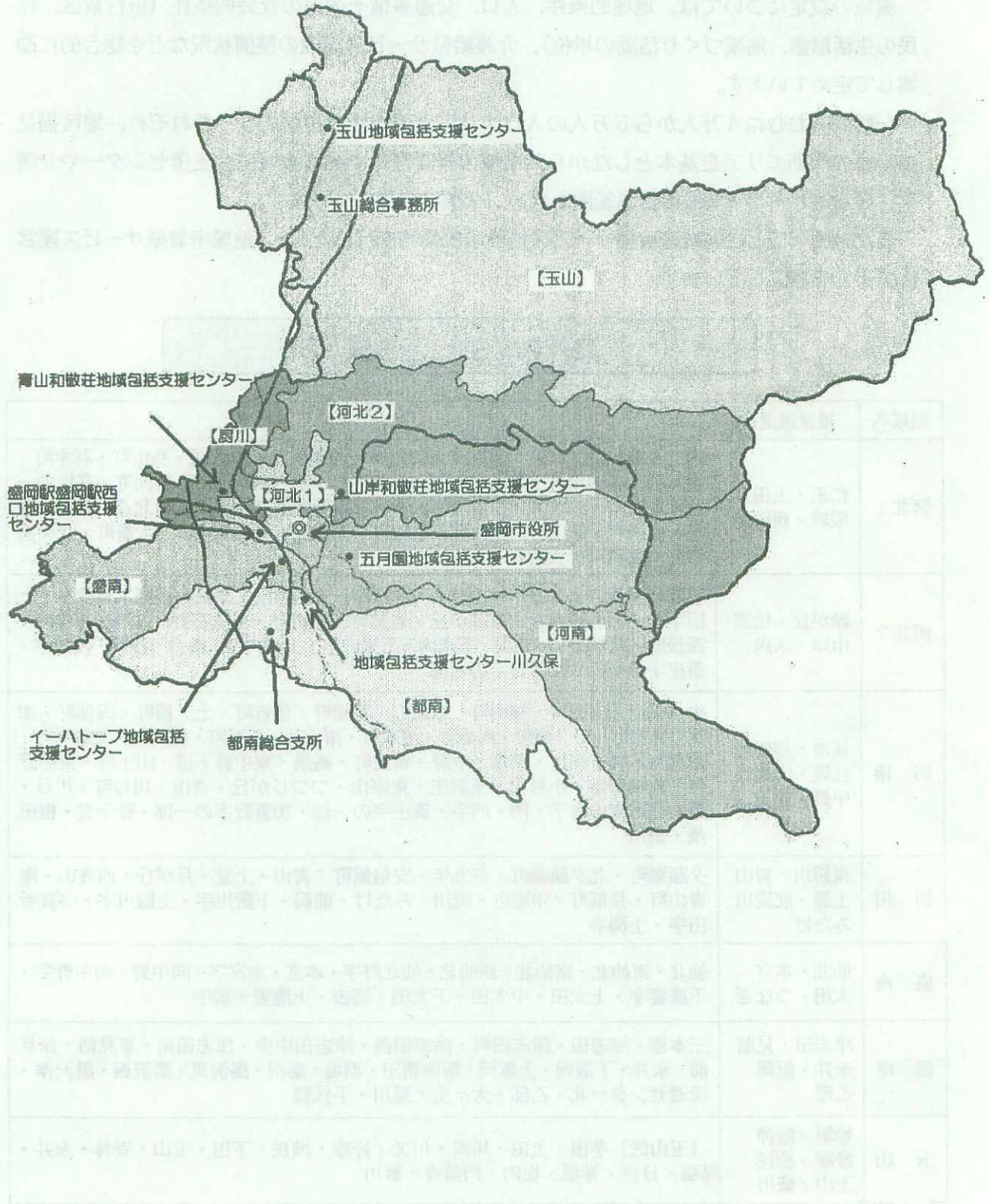
一圏域おおむね4万人から5万人の人口エリアと玉山区とで構成し、それぞれ、地区福祉推進会の活動エリアを基本としながら、地域の相談窓口である地域包括支援センターや介護給付等対象サービス施設の活動範囲も含め、7圏域となっています。

また、圏域ごとに地域密着型サービス施設の整備等を行うため、「地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。

日常生活圏域

| 圏域名 | 福祉推進会 | 主 な 町 名 |
|-----|---------------------------|--|
| 河北1 | 仁王・上田 桜城・西厨川 | 内丸・中央通・大通・菜園・大沢川原・開運橋通・本町通・長田町・材木町・梨木町・名須川町・北山・上田・上田字の一部・西下台町・館向町・高松の一部・上田堤・三ツ割・三ツ割字の一部・盛岡駅前通・盛岡駅前北通・盛岡駅西通・中川町・新田町・城西町・境田町・天昌寺町・中屋敷町・大新町・北天昌寺町・稲荷町・大館町 |
| 河北2 | 緑が丘・松園 山岸・米内 | 愛宕町・愛宕下・山岸・山岸字・紅葉が丘・岩清水・高松の一部・箱清水・上田字の一部・緑が丘・東緑が丘・岩脇町・黒石野・東黒石野・松園・東松園・西松園・北松園・小鳥沢・下米内・下米内字・上米内字・桜台・浅岸・浅岸字・新庄字の一部・加賀野字の一部 |
| 河南 | 城南・加賀野 杜陵・大慈寺 中野・築川 | 中ノ橋通・紺屋町・神明町・志家町・若園町・住吉町・上ノ橋町・天神町・加賀野・肴町・下ノ橋町・馬場町・清水町・南大通・八幡町・松尾町・大慈寺町・鉦屋町・神子田町・茶畑・中野・新庄町・高崩・東中野下道・山王町・東中野町・東中野字・小杉山・東新庄・東桜山・つつじが丘・東山・川目町・川目・東安庭・東安庭字・門・門字・新庄字の一部・加賀野字の一部・砂子沢・根田茂・築川 |
| 厨川 | 東厨川・青山 土淵・北厨川 みたけ | 夕顔瀬町・北夕顔瀬町・前九年・安倍館町・青山・上堂・月が丘・西青山・南青山町・長橋町・中堤町・厨川・みたけ・前潟・下厨川字・上厨川字・平賀新田字・土淵字 |
| 盛南 | 仙北・本宮 太田・つなぎ | 仙北・東仙北・南仙北・西仙北・仙北町字・本宮・本宮字・向中野・向中野字・下鹿妻字・上太田・中太田・下太田・猪去・上鹿妻・繫字 |
| 都南 | 津志田・見前 永井・飯岡 乙部 | 三本柳・津志田・津志田町・津志田西・津志田中央・津志田南・東見前・西見前・永井・下飯岡・上飯岡・飯岡新田・羽場・湯沢・湯沢東・湯沢西・湯沢南・流通センター北・乙部・大ヶ生・黒川・手代森 |
| 玉山 | 巻堀／姫神 好摩・渋民 玉山／藪川 | 【玉山区】芋田・上田・川崎・川又・好摩・渋民・下田・玉山・寺林・永井・馬場・日戸・巻堀・松内・門前寺・藪川 |

日常生活圏域図



7 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持，生活の安心，保健，福祉の向上と増進のために必要な援助，支援を行う機関として，市は地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは，地域支援事業として，「介護予防事業」，「総合相談支援・権利擁護事業」，「包括的・継続的マネジメント」及び「任意事業」を担う地域の中核機関です。

国の基準によれば，地域包括支援センターは，最も効果的・効率的に機能が発揮できるよう市町村において弾力的に設置することとしています。本市では，人口規模，人材確保の状況，業務量や運営財源及び日常生活圏域との整合性に配慮し，7施設を設置しています。

その際，すでに地域の相談窓口として必要な援助，支援の実績のあった地域型在宅介護支援センター設置法人の中から，中立・公平性及び人材の確保が可能な法人を選定し，委託設置しています。

この他に，地域包括支援センターとしない地域型在宅介護支援センターを，ブランチ型介護支援センターとして11ヶ所を設置しました。平成20年5月には，旧競馬場跡地にさらに1ヶ所を新規に設置し，現在12ヶ所体制で業務を実施しています。

ブランチ型介護支援センターは，地域包括支援センターへの相談をつなぐための初期相談窓口業務を行います。

また，各地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていくため，「地域包括支援センター運営協議会」を併せて設置しています。

| 圏域名 | 地域包括支援センター (本体型) | 介護支援センター (ブランチ型) |
|-----|---------------------|---|
| 河北1 | 盛岡駅西口地域包括支援センター | 上田介護支援センター |
| 河北2 | 山岸和敬荘地域包括支援センター | 第二松園ハイツ介護支援センター ケアガーデン高松公園介護支援センター |
| 河南 | 五月園地域包括支援センター | ヴィラ加賀野介護支援センター 城南介護支援センター |
| 厨川 | 青山和敬荘地域包括支援センター | 月が丘介護支援センター おでんせ介護支援センター |
| 盛南 | イーハトーブ地域包括支援センター | 千年苑介護支援センター |
| 都南 | 地域包括支援センター川久保 | 飯岡介護支援センター 希望の里介護支援センター 都南あけぼの荘介護支援センター |
| 玉山 | 玉山地区地域包括支援センター | 秀峰苑介護支援センター |

第2章 高齢化の進展と高齢者等の現状

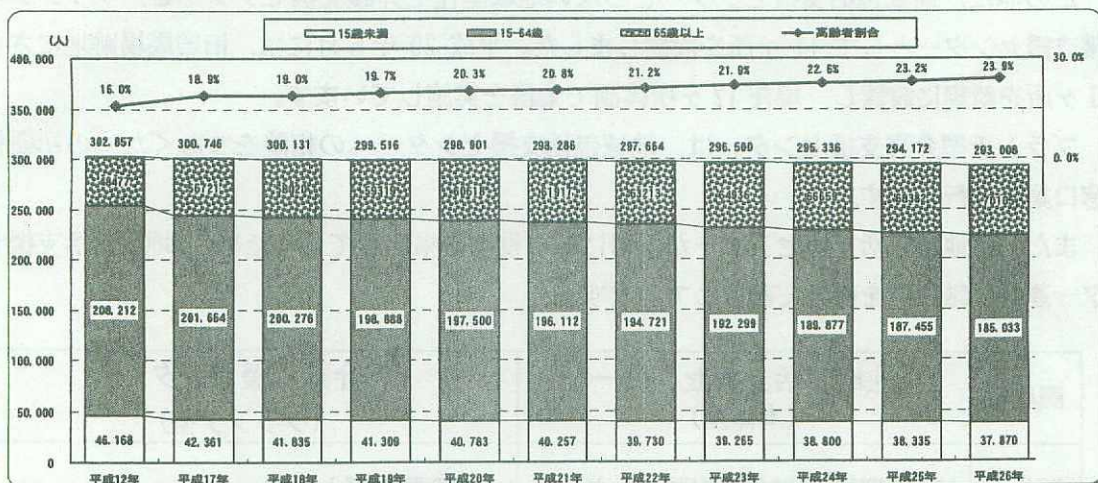
1 人口推移

(1) 総人口の推移と推計

人口の推移を国勢調査結果及び推計人口で見ると、総人口は減少傾向で推移しており、平成17年から9年間で7,738人減少し、平成26年の総人口は293,008人になると推計されています。

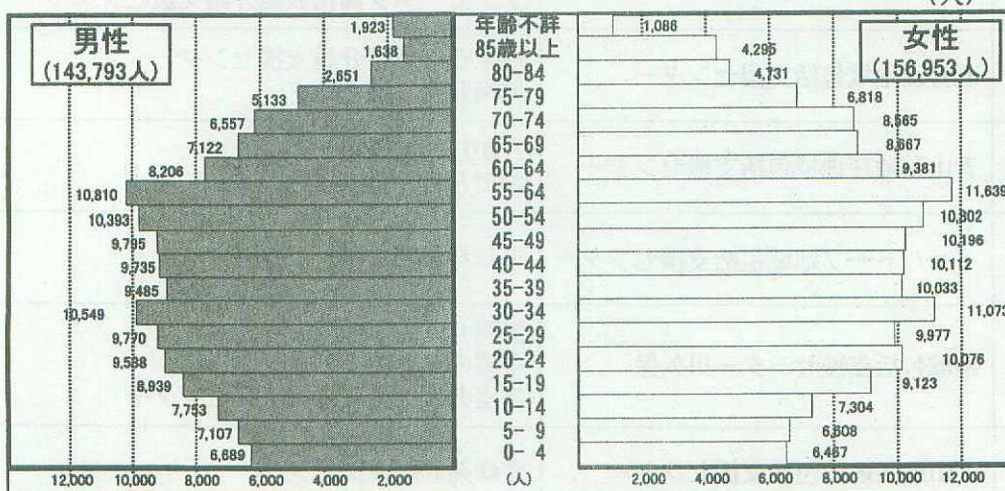
また、平成17年10月現在の人口構成を、人口ピラミッドで見ると、出生数の減少と高齢化が反映された「つぼ型」となっています。また、団塊世代が65歳の年齢を向え、今後の高齢者人口の増加がうかがえます。

■年齢三区分別割合の推移



資料：国勢調査／平成18年から平成26年まではコーホート要因法による推計人口

■総人口の男女別、年齢別構成（平成17年）

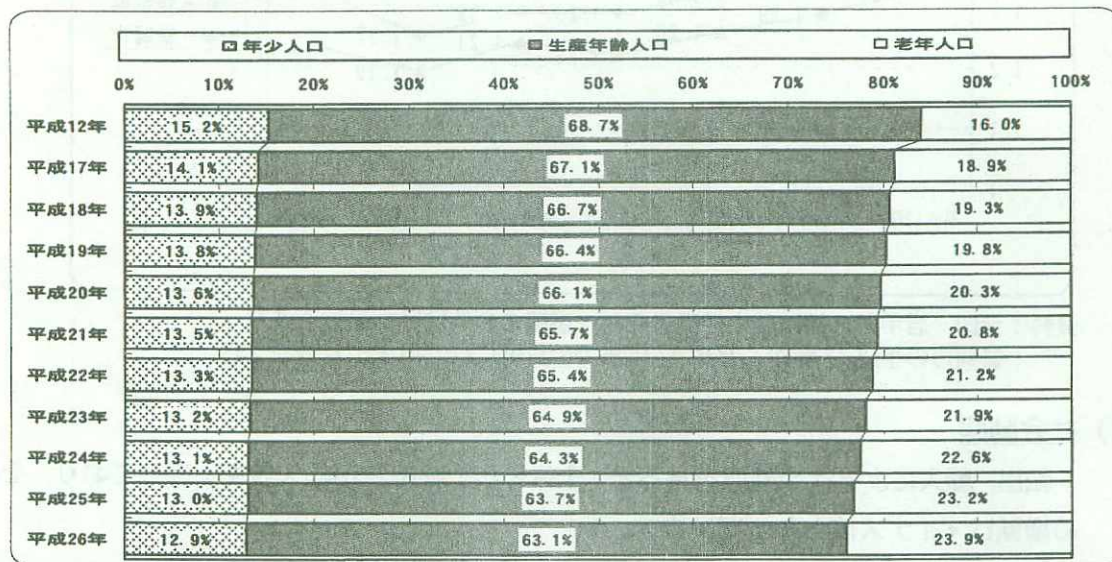


資料：国勢調査

(2) 人口構成

総人口を年齢三区分別の割合で見ると、平成12年では年少人口が15.2%、老年人口が16.0%となっていますが、平成17年には年少人口が14.1%、老年人口が18.9%となっています。今後もさらに老年人口の増加、年少人口の減少が続き、総人口は減少しながら高齢化率は高くなっていくことが予想されます。

■ 年齢三区分別割合の推移



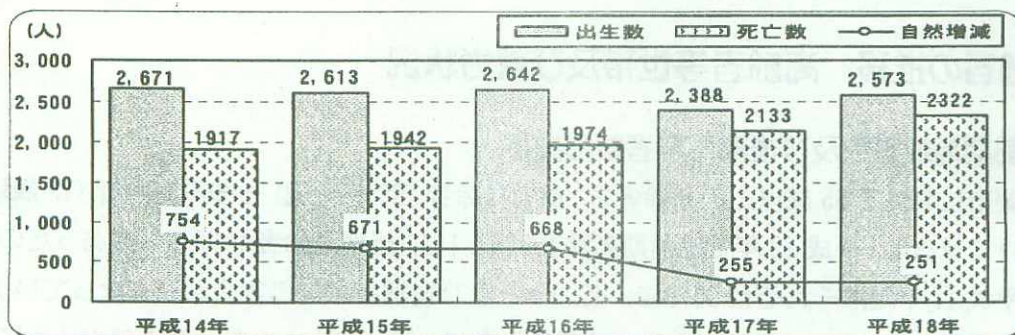
資料：国勢調査／平成18年から平成26年まではコーホート要因法による推計人口
 年少人口＝15歳未満，生産年齢人口＝15歳以上～65歳未満，老年人口＝65歳以上

(3) 自然動態

出生数と死亡者数を見ると、出生数が死亡数を上回っていますが、出生数の減少、死亡数の増加により、自然増加数は、平成14年以降、減少傾向となっています。

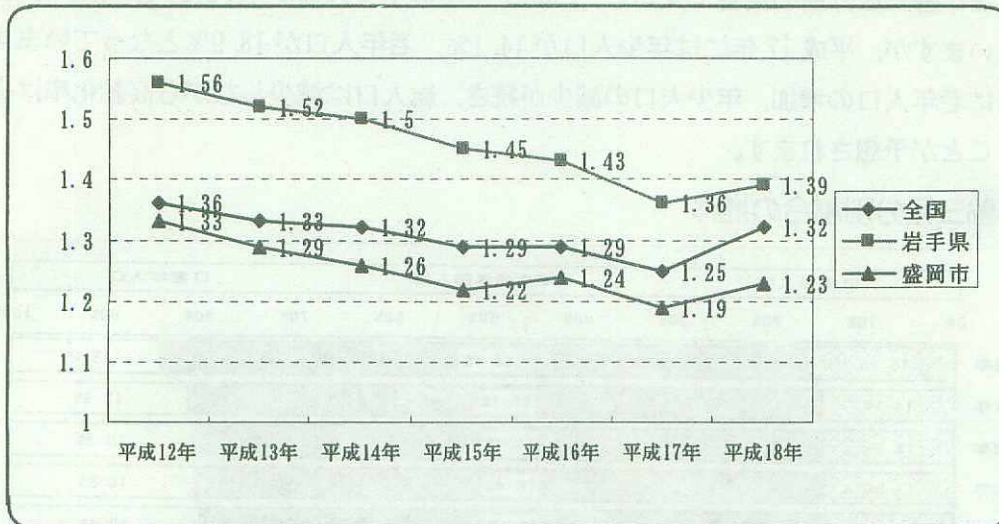
一人の女性が一生に産む子供の数を表す合計特殊出生率は、本市の場合、岩手県の平均を下回り、平成13年から平成17年まで、年々減少傾向となっておりましたが、全国や、岩手県と同様の傾向となり、平成18年にはやや増加し、1.23となっています。

■ 自然動態



資料：盛岡市統計書（平成18年版）

■ 合計特殊出生率

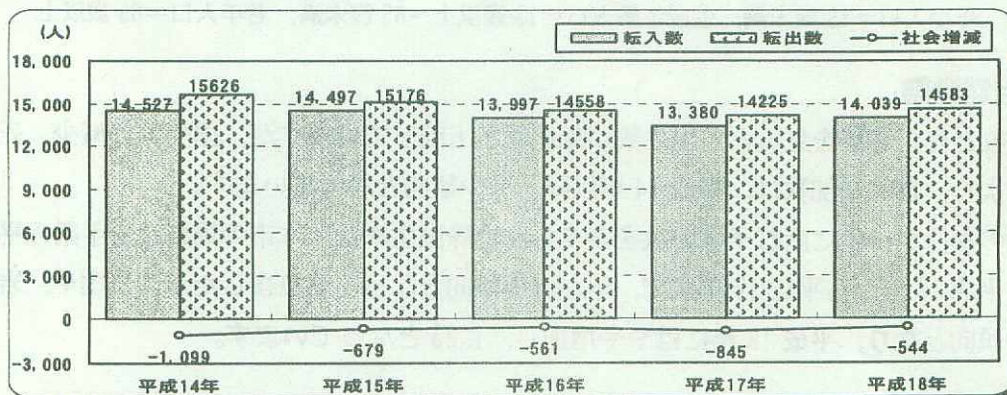


資料：全国、岩手県の値は厚生労働省資料、盛岡市の値は県央保健所資料
盛岡市の平成12年から平成17年までの数値には、旧玉山村分を含む。

(4) 社会動態

転出、転入による社会動態を見ると、全体として転出者が転入者を上回っており、そのため増減はマイナス値となっています。

■ 社会動態



資料：盛岡市統計書（平成18年版）

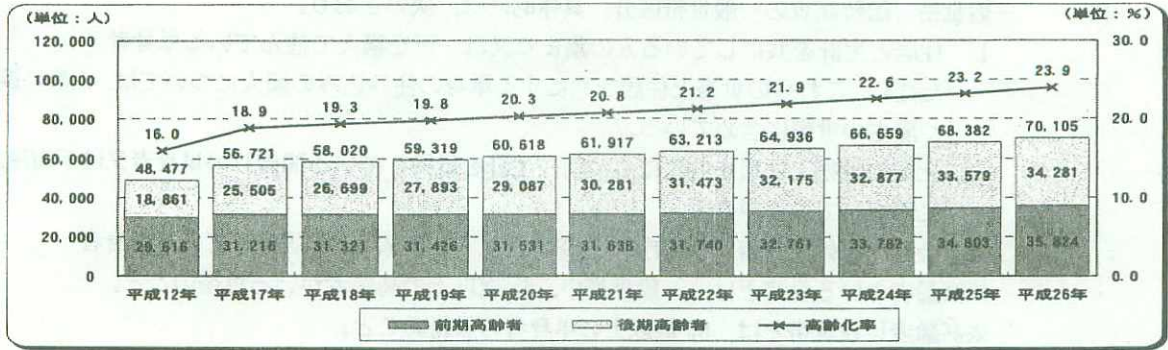
2 高齢者の推移、高齢者等世帯及び就労状況

(1) 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移

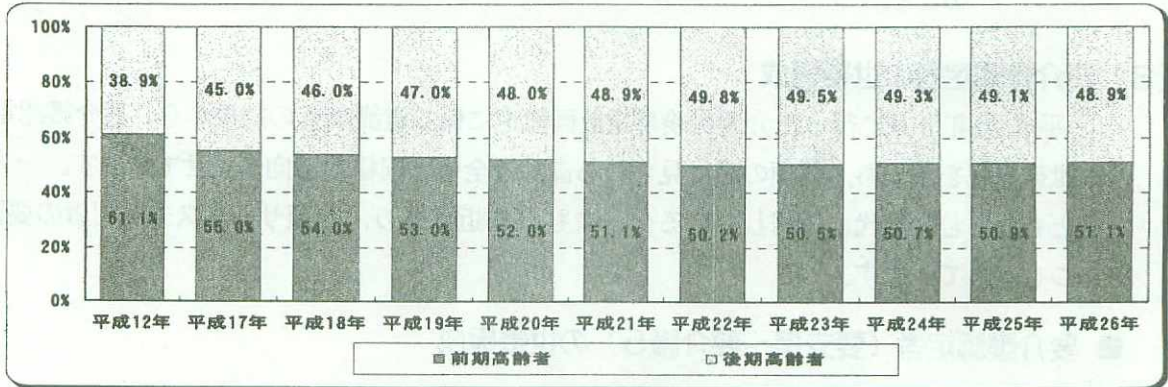
盛岡市における65歳以上の高齢者を、前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)に分けて見ると、平成12年では前期高齢者が61.1%、後期高齢者が38.9%であったのに対し、平成17年にはそれぞれ55.0%、45.0%となり後期高齢者の割合が高くなっています。

また、推計によると、平成26年には高齢化率が、23.9%となり、総人口の4人に1人が高齢者という状況になると予測されます。

■前期高齢者、後期高齢者人口の推移と推計 各年10月1日現在 (単位：人)



■前期高齢者、後期高齢者人口の構成割合 各年10月1日現在 (単位：%)



資料：国勢調査/平成21年から平成26年まではコーホート要因法による推計値

(2) 高齢者世帯構成

国勢調査によると、平成17年10月現在、当市における65歳以上の高齢者がいる世帯数は36,931世帯となっており、一般世帯数の約3割を占めています。

また、高齢者がいる世帯数は平成12年から平成17年の5年間で4,459世帯増加しています。それに伴い、高齢者ひとり暮らしの世帯数・構成比も増加しています。

■高齢者の世帯構成 (単位：世帯, %)

| | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| 一般世帯数 | 119,040世帯 | | 118,989世帯 | |
| 高齢者のいる世帯 | 32,472世帯 | 27.3% | 36,931世帯 | 31.0% |
| 高齢者単独世帯 | 6,109世帯 | 18.8% | 7,609世帯 | 20.6% |
| 高齢者夫婦世帯 | 7,929世帯 | 24.4% | 9,292世帯 | 25.2% |
| その他の高齢者世帯 | 18,434世帯 | 56.8% | 20,030世帯 | 54.2% |

資料：国勢調査、構成比は「高齢者のいる世帯」については「全世帯数」との比較、その他は

「高齢者のいる世帯数」との比較である。

一般世帯：国勢調査の一般世帯区分。具体的には、次のとおり。

1. 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

2. 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

3. 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※高齢者のいる世帯とは、一般世帯中、65歳以上の高齢者がいる世帯のこと。

※高齢者単独世帯とは、65歳以上の単身者の世帯のこと。

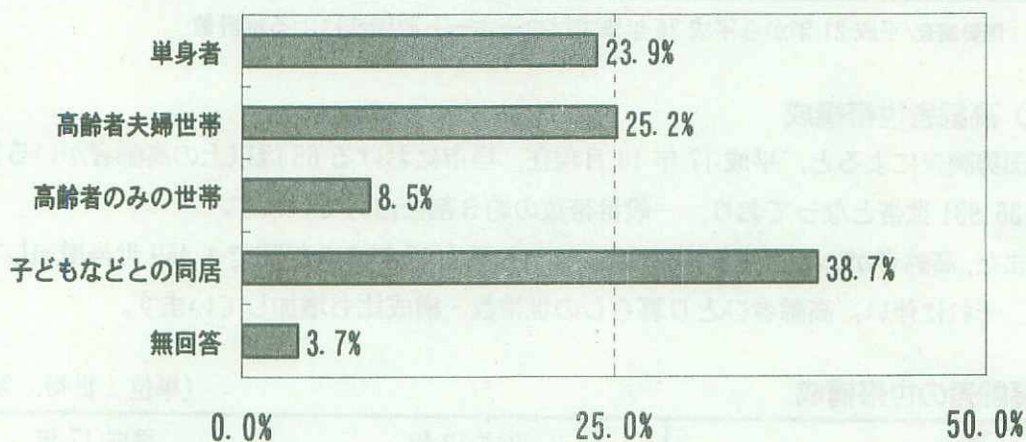
※高齢者夫婦世帯とは、高齢者とその配偶者のみで構成される世帯のこと。

※その他の高齢者世帯とは、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯のいずれにも該当しない世帯のこと。

(3) 要介護認定者の世帯構成

平成20年8月に行った介護保険事業計画策定に係る意識調査の結果から、要介護認定者の世帯構成を見ても、前項の表に見られる高齢者全体と同様の傾向を見せています。一方、子どもなど若い世代と同居しているケースも40%近くあり、介護サービス未利用者の要因の一つを示しています。

■ 要介護認定者（要支援～要介護5）の世帯構成



(有効回答者数：568人)

資料：介護保険利用意向調査（平成20年）

(4) 要介護認定者の状況

市内の要介護（要支援）認定を受けている人は10,277人（平成20年10月1日現在）です。このうち、前期高齢者は1,435人（14.0%）、後期高齢者は8,462人（82.3%）、となっています。また、第2号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている人も380人（3.7%）となっています。

■要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

| 区 分 | 第1号被保険者 | | | 第2号被保険者 | 総 数 |
|------|---------|---------|-------|---------|--------|
| | 全 体 | 65歳～74歳 | 75歳以上 | | |
| 要支援1 | 407 | 58 | 349 | 3 | 410 |
| 要支援2 | 1,017 | 161 | 856 | 29 | 1,046 |
| 要介護1 | 1,961 | 277 | 1,684 | 56 | 2,017 |
| 要介護2 | 2,177 | 349 | 1,828 | 111 | 2,288 |
| 要介護3 | 1,742 | 244 | 1,498 | 80 | 1,822 |
| 要介護4 | 1,372 | 189 | 1,183 | 45 | 1,417 |
| 要介護5 | 1,221 | 157 | 1,064 | 56 | 1,277 |
| 計 | 9,897 | 1,435 | 8,462 | 380 | 10,277 |

資料：介護高齢福祉課

(5) 産業別就業状況

平成17年の状況を見ると、就労者全体に占める高齢者の割合は7.9%となっています。産業別に見ると、第一次産業に従事している高齢者が非常に多くなっています。

■産業別就業状況（平成17年）

(単位：件，%)

| 区 分 | | 全 体 | うち 65歳以上 | 高齢者の 占める割合 |
|-----------|-------------------|---------|-------------|---------------|
| 第1次 産業 | 農業 | 5,987 | 3,015 | 50.4 |
| | 林業 | 153 | 30 | 19.6 |
| | 漁業 | 21 | 6 | 0.0 |
| 第2次 産業 | 鉱業 | 71 | 10 | 14.1 |
| | 建設業 | 11,836 | 747 | 6.3 |
| | 製造業 | 8,846 | 431 | 4.9 |
| 第3次 産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 957 | 5 | 0.5 |
| | 情報通信業 | 4,245 | 50 | 1.2 |
| | 運輸業 | 6,883 | 257 | 3.7 |
| | 卸売・小売業 | 32,056 | 1,852 | 5.8 |
| | 金融・保険業 | 5,062 | 126 | 2.5 |
| | 不動産業 | 2,023 | 533 | 26.3 |
| | 飲食店・宿泊業 | 9,369 | 623 | 6.6 |
| | 医療・福祉 | 16,301 | 699 | 4.3 |
| | 教育・学習支援業 | 8,601 | 387 | 4.5 |
| | 複合サービス事業 | 1,426 | 46 | 3.2 |
| | サービス業（他に分類されないもの） | 23,471 | 1,767 | 7.5 |
| | 公務（他に分類されないもの） | 7,575 | 761 | 10.0 |
| 分類不能の産業 | 1,005 | 108 | 10.7 | |
| 計 | | 145,888 | 11,453 | 7.9 |

資料：国勢調査

3 高齢者の健康の状況

(1) 高齢者の主要疾病分類

疾病の状況は、入院・外来とも、75歳以上の後期高齢者では循環器系の疾患が最も多く、また65歳から74歳までの前期高齢者でも、循環器系の疾患は上位に位置しています。外来では筋骨格系及び結合組織の疾患が多く、入院では精神及び行動の障害が上位に位置しています。

■ 高齢者の主要疾病分類1【入院】 (単位：%)

| | 65～74歳 |
|------------------|--------|
| 精神及び行動の障害 | 22.8 |
| 循環器系の疾患 | 21.0 |
| 新生物 | 16.9 |
| 損傷、中毒及びその他の外因の影響 | 6.9 |
| 神経系の疾患 | 5.7 |
| その他 | 26.7 |

| | 75歳以上 |
|------------------|-------|
| 循環器系の疾患 | 32.9 |
| 精神及び行動の障害 | 11.6 |
| 損傷、中毒及びその他の外因の影響 | 10.0 |
| 新生物 | 8.7 |
| 呼吸器系の疾患 | 7.5 |
| その他 | 29.4 |

■ 高齢者の主要疾病分類2【外来】 (単位：%)

| | 65～74歳 |
|----------------|--------|
| 筋骨格系及び結合組織の疾患 | 19.3 |
| 循環器系の疾患 | 18.9 |
| 消化器系の疾患 | 15.3 |
| 内分泌、栄養及び代謝疾患 | 7.8 |
| 健康状態の影響を及ぼす要因等 | 6.9 |
| その他 | 31.8 |

| | 75歳以上 |
|----------------|-------|
| 循環器系の疾患 | 24.9 |
| 筋骨格系及び結合組織の疾患 | 22.9 |
| 消化器系の疾患 | 9.9 |
| 眼及び付属器の疾患 | 6.2 |
| 健康状態の影響を及ぼす要因等 | 5.8 |
| その他 | 30.4 |

資料：平成19年我が国の保健統計（厚生労働省）

(2) 病院、診療所に入院中の高齢者

高齢者の入院の状況は、年齢とともに入院者が増加する傾向となっています。また、平成12年の調査と比較すると、平成16年では、前期高齢者の入院者数が減少する一方、後期高齢者の入院者数が増加するという現象を見せていますが、平成20年の調査では、いずれの年代でも、再び増加傾向になってきています。

■ 病院及び診療所に入院中の高齢者数 (単位：人)

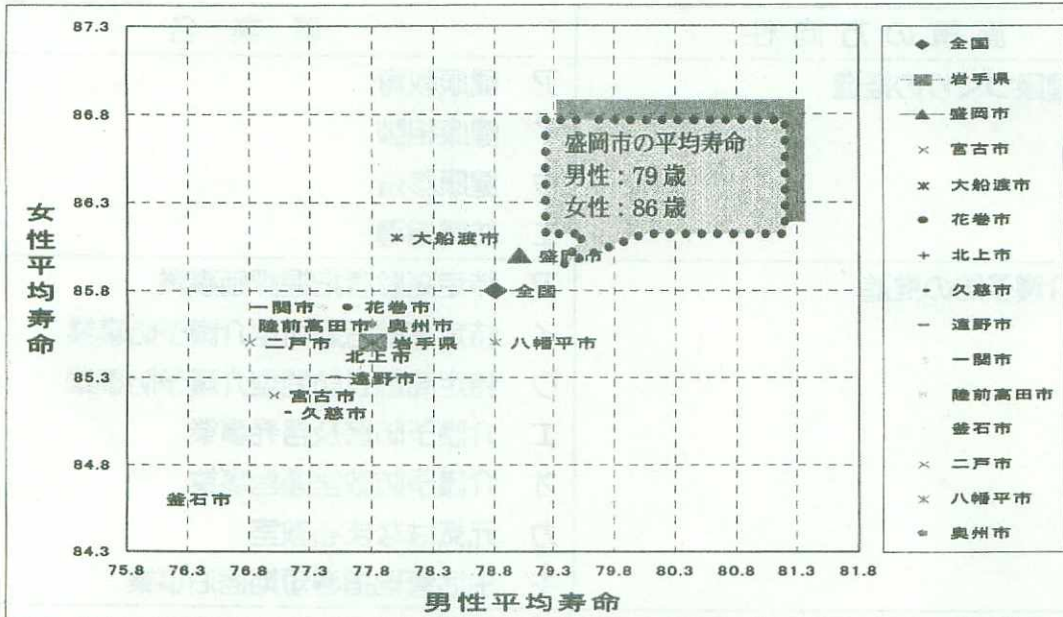
| | 平成12年度 | | | 平成16年度 | | | 平成20年度 | | |
|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 |
| 65～69 | 174 | 85 | 89 | 140 | 72 | 68 | 155 | 78 | 77 |
| 70～74 | 213 | 93 | 120 | 211 | 97 | 114 | 260 | 100 | 160 |
| 75～79 | 282 | 89 | 193 | 334 | 127 | 207 | 403 | 149 | 254 |
| 80～84 | 298 | 80 | 218 | 415 | 93 | 322 | 613 | 193 | 420 |
| 85歳以上 | 559 | 126 | 433 | 773 | 144 | 629 | 1,122 | 208 | 918 |
| 計 | 1,526 | 473 | 1,053 | 1,873 | 533 | 1,340 | 2,553 | 728 | 1,825 |

資料：高齢者名簿集計表（地域福祉課）

(3) 男女別平均寿命

当市における男性の平均寿命は79歳、女性は86歳となっており、男性・女性共に全国平均及び県平均を上回っています。

■男女別平均寿命

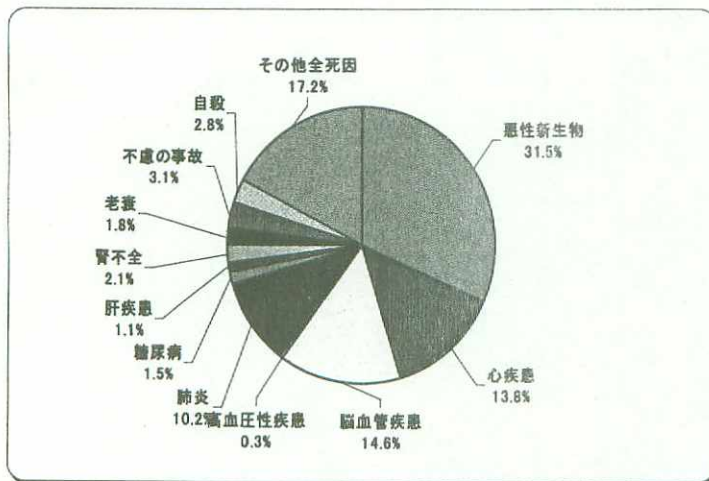


資料：平成18年簡易生命表

(4) 主な死因

当市における主な死因は、悪性新生物であり、全体の約3割を占めています。次いで「脳血管疾患」、「心疾患」の順になっており、これらの三大生活習慣病による死亡は、全体の約6割を占めています。

■主な死因

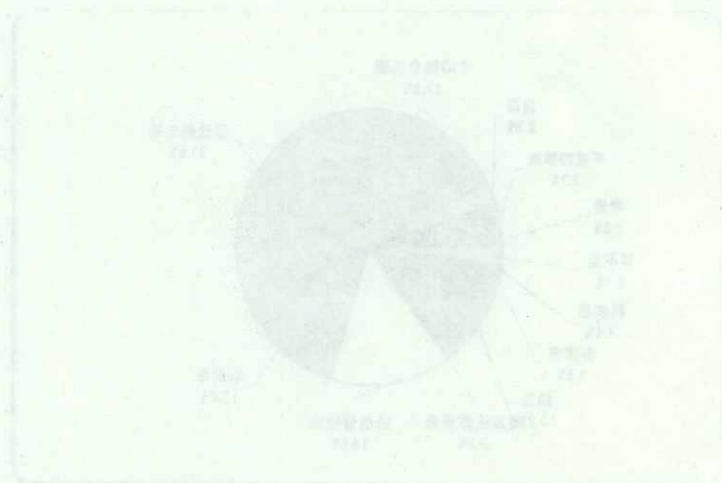


資料：平成18年簡易生命表

第3章 施策・事業の推進

1 健康で安心な生活の実現

| 施策の方向性 | 事業名 |
|--------------|---|
| (1) 健康づくりの推進 | ア 健康教育 イ 健康相談 ウ 健康診査 エ 訪問指導 |
| (2) 介護予防の推進 | ア 特定高齢者把握評価事業 イ 特定高齢者通所型介護予防事業 ウ 特定高齢者訪問型介護予防事業 エ 介護予防普及啓発事業 オ 介護予防教室運営事業 カ 元気はなまる教室 キ 生活管理指導短期宿泊事業 |



(1) 健康づくりの推進

ア 健康教育

現状と評価

生活習慣病の予防や健康増進を図るために、老人保健法に基づき、個別健康教育、集団健康教育として、また平成18年からは介護保険法に基づく地域支援事業として、一般高齢者の介護予防に関する健康教育も合わせて支援しています。

個別健康教育では糖尿病の領域を中心に、生活習慣の改善を継続支援（4ヶ月）することにより、効果が得られております。また平成18年からは禁煙支援を実施し、希望者は徐々に増えてきており、その約3割が禁煙を達成しています。

集団健康教育は、実施回数・実施延べ数ともに計画値を下回っていますが、主に保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等が、保健センター〔現保健所〕や地区の公民館・活動センターで保健推進員や食生活改善推進員と連携し、身近な地域での実施を心掛けています。

■健康教育の実施状況

(単位：人、回)

| | | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|--------|-----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 個別健康教育 | 禁煙 | 50 | 50 | 50 | 12 | 31 | 50 |
| | 糖尿病 | 40 | 40 | 45 | 45 | 31 | — |
| | 年間実人数 | 90 | 90 | 95 | 57 | 62 | 50 |
| 集団健康教育 | 開催回数 | 440 | 450 | 460 | 530 | 418 | 350 |
| | 延人数 | 11,600 | 12,600 | 13,800 | 12,533 | 10,062 | 8,200 |
| | 65歳以下の延人数 | 5,800 | 6,300 | 6,800 | 4,799 | 2,831 | 2,469 |

今後の方策

平成20年から健康増進法に基づき、生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康教育と地域支援事業の介護予防の健康教育と併せて実施するとともに、「特定健診・特定保健指導」等の、より予防に重点を置いた健康診査の実施により、健診後の効率的・効果的な保健指導が求められます。要指導者はもちろん、市民に幅広く支援することによりその効果が期待できます。

住民ニーズを取り入れ、保健推進員等の「健康づくりサポーター」と広く連携しながら、市民が参加しやすい体制作りに努めます。

■健康教育の目標

(単位：人、回)

| | | 第4期(計画値) | | |
|--------|-------------|----------|--------|--------|
| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 個別健康教育 | 実人数 | 100 | 100 | 100 |
| | 開催回数 | 400 | 400 | 400 |
| 集団健康教育 | 延べ人数 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| | (健康増進事業目標値) | 3,120 | 3,120 | 3,120 |

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|
| 特定保健指導 | 開催回数 | 53 | 64 | 77 |
| | 実人数 | 1,575 | 1,951 | 2,353 |

イ 健康相談

現状と評価

重点健康相談は、老人保健法に基づき、6項目(病態別・高血圧・脂質異常・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症)についての相談・助言を行ってきました。開催回数は参加人数とも計画値を下回っています。

総合健康相談は、定例日あるいは定例月に同じ場所で行う所内相談と、各町内に出向いて行う地区健康相談で実施しています。町内毎に開催していたものを地域の公民館や地区活動センターを中心として拠点化を図ったこともあり、回数及び参加人数については、減少傾向にあります。町内会行事と合わせて開催するなど、参加者が利用しやすい体制づくりが必要です。

■健康相談の実施状況

(単位：人、回)

| | | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|--------|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 重点健康相談 | 開催回数 | 125 | 135 | 145 | 101 | 60 | 55 |
| | 延人数 | 2,200 | 2,400 | 2,600 | 1,930 | 1,997 | 650 |
| 総合健康相談 | 開催回数 | 385 | 375 | 365 | 361 | 324 | 200 |
| | 延人数 | 5,500 | 5,400 | 5,300 | 3,794 | 3,192 | 2,000 |

今後の方策

各年代層が気軽に相談できるために、相談機関も増えてきておりますので、関係機関と連携し、町内で開催される行事と合わせるなど、地域に密着した健康相談を実施します。

地域支援事業の一般高齢者の相談も合わせて行い、相談時に虚弱高齢者と判断される方については、基本チェックリストを活用しながら、健診以外でも特定高齢者候補者の把握ができるよう

よう検討します。

■健康相談の目標 (単位：人、回)

| | | 第4期(計画値) | | |
|--------|------|----------|--------|--------|
| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 重点健康相談 | 開催回数 | 70 | 70 | 70 |
| | 延人数 | 2,100 | 2,100 | 2,100 |
| 総合健康相談 | 開催回数 | 350 | 350 | 350 |
| | 延人数 | 3,500 | 3,500 | 3,500 |

ウ 健康診査

現状と評価

当市では、基本健康診査のほか、各種がん検診や骨粗しょう症予防検診及び成人歯科検診を行っています。市民が受けやすい検診を目指し、検診の内容の改善、及び検診会場の増設や検診場所の検討などを行いました。受診率は計画値を下回っている状況です。また、検診の事後指導は主に健診実施機関で行っていますが、精密健診の勧奨や健康度評価事業として生活習慣病予防教室の開催などを、医療機関と連携し実施してきました。

■健康診査の実施状況 (受診率) (単位：%)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 基本健康診査 | 54.60 | 56.20 | 58.00 | 48.87 | 49.17 | - |
| 胃がん検診 | 19.40 | 20.30 | 21.30 | 18.22 | 16.46 | 15.34 |
| 子宮がん検診 | 17.10 | 18.90 | 20.80 | 15.14 | 16.05 | 13.54 |
| 肺がん検診 | 40.60 | 41.60 | 42.50 | 35.31 | 36.07 | 37.49 |
| 乳がん検診 | 19.00 | 20.00 | 21.00 | 13.23 | 13.87 | 12.33 |
| 大腸がん検診 | 20.30 | 21.30 | 22.20 | 16.71 | 17.45 | 17.10 |
| 前立腺がん検診 | 13.00 | 15.00 | 17.00 | 14.27 | 14.37 | 28.33 |
| 骨粗しょう症予防検診 | 0.70 | 0.80 | 0.90 | 0.19 | 0.38 | 0.27 |
| 成人歯科検診 | 14.00 | 14.50 | 15.00 | 4.12 | 4.77 | 4.72 |

今後の方策

地域ぐるみで「自分の健康は自分でつくる」という気運を高めながら、生活習慣病予防や健康づくりに取り組み、「健康診査受診率の向上に取り組みます。特にがん検診については、国も「がん対策基本法」を定め、平成23年度までに検診受診率の目標を、50%以上としたことから、市としても段階的な受診率の向上を目指して、関係機関や「健康づくりサポーター」と連携して取

り組みます。

■健康診査の目標 (受診率) (単位：%)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 胃がん検診 | 20.0 | 21.0 | 22.0 |
| 子宮がん検診 | 18.0 | 19.0 | 20.0 |
| 肺がん検診 | 38.0 | 39.5 | 41.0 |
| 乳がん検診 | 16.0 | 17.0 | 18.0 |
| 大腸がん検診 | 19.0 | 20.0 | 21.0 |
| 前立腺がん検診 | 20.0 | 21.0 | 22.0 |
| 骨粗しょう症予防検診 | 0.5 | 0.6 | 0.7 |
| 成人歯科検診 | 5.0 | 5.3 | 5.6 |

工 訪問指導

現状と評価

訪問指導は、健診の要指導者や介護予防の観点から、支援が必要な方及び介護家族を対象としています。生活習慣病予防・介護予防・保健サービスと医療福祉等、他のサービスとの調整を図ることを目的に実施しています。

健診の要指導者には、糖尿病・高血圧症・脂質異常症の予備群が多いことから、生活習慣を見直す機会とするために訪問して、発病の予防と健康づくりの支援をしています。

また、要介護状態を引き起こす大きな要因となる閉じこもりや転倒骨折及び認知症を予防するため、ひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者等に訪問しています。特に平成18年からは、健康診査時に行う生活機能評価により把握された特定高齢者候補者には、介護予防事業への参加を促しています。

地域の民生委員等からの訪問依頼も増えてきており、介護予防の観点から在宅での生活を支援するために、主治医・民生委員・地域包括支援センター・介護支援センター等の関係機関との連携がますます重要となります。

■訪問指導の実施状況 (単位：回、人)

| | | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|--------------------|--------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 健診の要指導者 | 訪問実人数 | 800 | 900 | 1,000 | 395 | 308 | 289 |
| | 訪問延べ人数 | 800 | 900 | 1,000 | 396 | 323 | 289 |
| 介護予防の観点から訪問指導を要する者 | 訪問実人数 | 5,100 | 5,200 | 5,300 | 2,837 | 2,644 | 3,448 |
| | 訪問延べ人数 | 5,100 | 5,200 | 5,300 | 3,479 | 3,250 | 3,634 |
| 計 | 訪問実人数 | 5,900 | 6,100 | 6,300 | 3,571 | 3,666 | 3,737 |
| | 訪問延べ人数 | 5,900 | 6,100 | 6,300 | 4,388 | 4,418 | 3,923 |

※ 訪問指導の実績(計)においては、介護家族等の実績も含む。

■特定高齢者通所型介護予防事業の目標 (単位：人)

| | 第4期 | | |
|----------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 250 | 260 | 280 |
| 年間利用延べ人数 | 2,631 | 2,736 | 2,947 |

ウ 特定高齢者訪問型介護予防事業

現状と評価

特定高齢者把握事業により特定高齢者と判定され、通所が困難な対象者に、運動・栄養・口腔・認知症予防・閉じこもり予防等のプログラムにより、訪問指導を実施しております。個別のプログラムにより、要介護状態となることを予防し、自立期間の延伸を図るように実施しています。

ほとんどの参加者に機能の改善や維持が見られています。

■特定高齢者訪問型介護予防事業の実施状況 (単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 254 | 254 | 254 | 12 | 78 | 80 |
| 年間利用延べ人数 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 50 | 321 | 330 |

今後の方策

把握した特定高齢者が、円滑に介護予防事業への参加が得られるように、今後も事業所と包括支援センター間の連携がスムーズに行くように調整等をし、実施していきます。また、通所が困難な特定高齢者の介護予防のためにサービスの維持・向上に努めます。

■特定高齢者訪問型介護予防事業の目標 (単位：人)

| | 第4期 | | |
|----------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 80 | 90 | 100 |
| 年間利用延べ人数 | 480 | 540 | 600 |

エ 介護予防普及啓発事業

現状と評価

高齢者が自宅で安心して暮らしていくための在宅福祉サービス及び生きがいのある充実した生活を送るための生きがい活動事業を、より効果的に展開し、高齢者の寝たきりを予防するために、各種制度を紹介したパンフレットを作成・配布し、地域の高齢者やその家族等

第3章 施策・事業の推進

への普及啓発を図っています。平成18年度からは、地域支援事業になったため、地域包括支援センター紹介パンフレットや、介護予防事業にかかるパンフレットの作成を行い、広く周知を図り、介護予防の普及・啓発を行いました。

■パンフレット印刷・配布の状況

(単位：部)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 印刷部数 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 27,000 | 19,000 | 19,000 |

今後の方策

今後もパンフレットの作成・配布により、地域の高齢者やその家族及び関係機関に対し、事業の周知に努め、寝たきり予防の一層の推進及び介護予防事業の普及啓発を図ります。

■パンフレット作成・配布の状況

(単位：部)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 印刷部数 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |

オ 介護予防教室運営事業

現状と評価

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するために、「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」「認知症予防」「うつ予防」「閉じこもり予防」を目的に、地域包括支援センター、介護支援センターが中心となって、地域内で予防教室を実施しました。

■介護予防教室運営事業の目標

(単位：回、人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 開催回数 | 160回 | 160回 | 160回 | 172回 | 203回 | 160回 |
| 参加者数 | 3,200人 | 3,200人 | 3,200人 | 4,541人 | 4,801人 | 3,200人 |

今後の方策

特定高齢者の介護予防事業への参加が少ないことから、地区の身近な場所で開催する地域包括支援センター・介護支援センター主催の介護予防教室では、気兼ねなく参加できるように、地区の関係団体等との連携を図りながら介護予防教室を継続し、要支援状態、要介護状態とならないように普及啓発を図ります。

■介護予防教室運営事業の状況 (単位：回、人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 開催回数 | 128 | 128 | 128 |
| 参加者数 | 2,560 | 2,560 | 2,560 |

カ 元気はなまる教室

現状と評価

一般高齢者に、介護予防についての普及啓発を図りながら、潜在している特定高齢者の掘り起しをし、早期に介護予防につなげています。また、特定高齢者と判定された対象には、教室への参加勧奨をしながら、介護予防事業への動機付けを図っています。この教室に参加することで、介護予防の必要性を理解したり、介護予防事業への利用につながりました。この事業は、第3期の当初計画になかったものですが、特定高齢者の予防事業への動機付けが必要であることから、平成19年度から実施したものです。

■介護はなまる教室の状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 開催回数 | - | - | - | - | 14 | 34 |
| 参加者数 | - | - | - | - | 284 | 680 |

今後の方策

多くの高齢者が参加するように、より身近な会場で開催し、介護予防に対する意識啓発を図り、早期に介護予防事業への参加へつなげていきます。

■元気はなまる教室の目標

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|--------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 開催回数 A | 34 | 34 | 34 |
| 参加者数 B | 680 | 680 | 680 |

キ 生活管理指導短期宿泊事業

現状と評価

高齢者の日常生活を支える家族の方が、入院などの事由で不在となり、高齢者の生活習慣が不規則になるおそれがある場合や生活習慣の維持が不能となる場合などに、指定された施

第3章 施策・事業の推進

設に短期宿泊できるサービスを実施しています。利用実績がほとんどない状況となっていますが、要介護の認定を受けていない方が対象であるために需要が少ないと考えられます。

■生活管理指導短期宿泊事業の実施状況

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 年間利用延べ人数 | 7 | 7 | 7 | 0 | 14 | 22 |

今後の方策

今後も地域包括支援センターや介護支援センターでの相談の際に周知を図る一方、ベッド数を確保しながら、サービス提供の体制を維持します。

■生活管理指導短期宿泊事業の目標

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 4 | 4 | 4 |
| 年間利用延べ人数 | 28 | 28 | 28 |

② 生きがいをもって過ごせる生活の実現

| 施策の方向性 | 施策内容 | 事業名等 |
|----------------|------------------------------|---|
| (1) 生きがいづくりの推進 | ア 社会参加活動団体への支援 | (ア) 老人クラブ (イ) その他の高齢者団体 (ウ) 敬老バス運行事業 |
| | イ 学習機会の充実 | (ア) もりおか老人大学 |
| | ウ 健康増進事業の推進 | (ア) 健康増進教室事業 (イ) マッサージ等指導教室 |
| | エ 文化・趣味・スポーツ活動の推進 | (ア) 老人芸能大会 (イ) 老人作品展 (ウ) 老人スポーツ祭典 (エ) ニュースポーツ講習会 (オ) 地区老人スポーツ大会 |
| | オ 生きがいづくりの環境整備 | (ア) 生きがいづくり関連施設の整備 (イ) 児童館・児童センターの世代間交流事業 |
| | カ 敬老事業等の実施 | (ア) 敬老金品支給事業 (イ) 金婚慶祝会 (ウ) 高齢者無料入浴事業 (エ) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業 |
| (2) 社会参加の促進 | ア 高齢者の就労促進 | (ア) 盛岡市シルバー人材センター (イ) 高齢者就労相談事業 |
| | イ 高齢者ボランティアの育成及び高齢者団体の社会活動促進 | (ア) 高齢者ボランティアの育成 |

(1) 生きがいづくりの推進

ア 社会参加活動団体への支援

社会参加には、団体・サークルの存在が重要であり、それらを活性化することは社会参加の促進につながります。当市においては地域を基盤とした老人クラブ活動が活発に行われていますが、これから高齢期を迎える団塊世代は、価値観が今までよりも多様化しており、また行動範囲も広いこと等から、他の自主団体・サークル活動への参加を望む人が増えていくことが予想されます。

市では、新たに高齢者となる方の生きがい探いをサポートする受け皿づくりなど、高齢者のニーズに応じた団体活動の活性化を推進していきます。

(ア) 老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の高齢者のおよそ5分の1が加入している全国的な組織であり（平成19年3月末：約780万人）、市内各地域においても組織されています。老人クラブでは、生きがいを高めるための活動や健康づくりのための活動、社会奉仕活動、高齢者相互支援活動等を行っています。また、各老人クラブの連合組織である盛岡市老人クラブ連合会は、老人クラブ活動への助言・指導、会員の研修、催事の企画、統一活動の連絡調整などを行っています。

現状と評価

近年、価値観の多様化と会員の高齢化、後継者不足などにより、老人クラブは会員数・クラブ数ともに平成18年度をピークに平成19年度から徐々に減少しています。

しかし、老人クラブは、市内のどの地域にもある近隣単位の組織であることから、市では、身近な社会参加の場と意義付け、高齢者の知識や経験は地域福祉の推進に欠かすことのできないものであるとして、助成金等によりクラブ活動の活性化を支援しています。

また、盛岡市老人クラブ連合会と連携して、リーダー育成事業や魅力的なクラブづくりに向けた運営指導事業を行うなど、クラブ数の減少に歯止めを掛けるための取組みを進めています。

■老人クラブの状況

(単位：人、クラブ)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績（20年度は見込値） | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 会員数 | 17,613 | 18,094 | 18,569 | 16,910 | 16,370 | 15,918 |
| クラブ数 | 278 | 285 | 292 | 269 | 262 | 256 |

今後の方策

市では、老人クラブに対して、健康づくりや介護予防、高齢者の孤立防止や防災など、広い範囲において、社会貢献の担い手としての活動を期待しており、引き続き、活動を支援します。

また、老人クラブに多くの高齢者が参加できるよう、団体の周知や活動内容の充実に向けて、市老人クラブ連合会と連携しながら、クラブ紹介の地域回覧の充実、魅力ある活動メニューの研

究・開発など、若手会員の加入に向けた取組みを進め、クラブ活動の活性化を促進します。

■老人クラブの目標 (単位：人、クラブ)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 会員数 | 16,000 | 16,400 | 16,800 |
| クラブ数 | 256 | 256 | 256 |

| 見込値の求め方 | 会員数 | 20年度の会員数をベースに、65歳以上の推計人口の伸びを勘案した |
|---------|------|----------------------------------|
| | クラブ数 | 20年度のクラブ数を維持 |

(イ) その他の高齢者団体

現状と評価

価値観の多様化や、老人クラブなどの地域密着型の団体への参加を敬遠する傾向がある一方で、比較的気軽に参加できて、多様な選択肢がある趣味、学習、健康、スポーツの同好会やボランティア団体などで、生きがい活動や社会貢献活動を行う高齢者が近年増加傾向にあります。

また、生きがい活動や社会貢献活動への意欲が芽生えても、どこに相談に行けば適切なアドバイスを受けられるか、また、地域コミュニティとどう関わっていけばよいか分からずに行動を起こしていない人が少なくありません。

■老人福祉福祉センターを主な活動拠点としているサークル等の活動者状況 (単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 活動者数 | 5,577 | 5,717 | 5,851 | 7,027 | 6,953 | 7,579 |

今後の方策

高齢者の多様なニーズに応えることや本人の趣向に合致する活動を見つけられる環境があることが、社会参加活動の促進につながることから、関係機関と連携して高齢者のニーズや活動団体の情報収集を図り、活動内容や活動場所などの情報を発信するホームページの開設、地域活動に参加するきっかけとなる講座の開催、講師の紹介など、団塊世代を含め、高齢者が各種高齢者団体の活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

■老人福祉センターを主な活動拠点としているサークル等の活動者見込み (単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 活動者数 | 7,760 | 7,938 | 8,160 |

| 事業名 | 項目 | 見込値の考え方 |
|-----------|------|--|
| その他の高齢者団体 | 活動者数 | 老人福祉センターを主な活動拠点とするサークル等の実態を基に高齢者人口伸び率を勘案した |

(ウ) 敬老バス運行事業

地域の老人クラブ等の高齢者団体に対して、大型バス3台を無料で貸し出し、活動範囲を拡大することにより、一層の社会参加活動を促進することを目的として実施しています。

イ 学習機会の充実

(ア) もりおか老人大学

現状と評価

もりおか老人大学は、高齢者個人の趣味や教養を高めるための教養講座にとどまるだけでなく、高齢者がそれぞれの知識経験を生かしながら、それぞれの地域において社会参加活動を行うことで生きがいのある生活を送れるように、広範に学習できる場として設置しています。

毎年6～7月に開校し、学習期間は約8カ月で、本校と22分校1分室で構成しています。全員が集まる本校講座は、さまざまな分野の第一線で活躍している地元にゆかりのある方を講師に招き、講演会中心の講座としています。また、地区毎の分校は、老人福祉センター等を会場とし、学習テーマを指導者と受講者が自主的に決めて運営しています。

近年、趣味的なサークル・クラブ活動を中心とする体験、主体的参加・交流、時間の共有化のあるものに多くの参加があることから、これからの高齢者のニーズや地域でのあり方を見据えた老人大学の方向性についての検討が求められています。

■もりおか老人大学入学者数の状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 入学者数 | 907 | 927 | 947 | 901 | 796 | 835 |

今後の方策

今後も高齢者の地域貢献や学生同士の交流、学習内容の広がりが期待されることから、一層の充実を図るとともに、運営方法や対象者を含めた中長期的な大学のあり方を検討していきます。

また、民間と連携、協働して、団塊世代等を対象とする地域貢献活動へのきっかけづくりを目指す講座を新設するなど、新しい内容を盛り込みながら、地域で活動するための学習の場としての充実に取り組みます。

■もりおか老人大学入学者数の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 入学者数 | 840 | 880 | 920 |

| | | |
|---------|------|----------------------|
| 見込値の求め方 | 入学者数 | 平成19年度と20年度の伸び率を勘案した |
|---------|------|----------------------|

ウ 健康増進事業の推進

(ア) 健康増進教室事業

現状と評価

介護予防や自立支援の一環として、平成15年度から平成18年度まで「いきいき健康回復教室」として高齢者筋力向上トレーニング事業を実施しましたが、介護保険法の改正に伴い、高齢者の健康増進施策は、介護予防事業として特定高齢者を対象とするものと、高齢者の社会参加促進を目的とした一般高齢者を対象とするものの二つに区分されることになりました。

一般高齢者には継続的な健康づくりの機会を提供することが重要となることから、軽体操やレクリエーション等、気軽に参加できる種目に取り組むこととして、平成19年度からはモデル的に太極拳教室を、身近で通いやすい老人福祉センター等で実施しています。

※「特定高齢者」…虚弱高齢者、「一般高齢者」…元気な高齢者

■健康増進教室事業の実施状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間参加実人数 | 60 | 80 | 120 | 18 | 86 | 50 |
| 年間利用延べ人数 | 1,560 | 2,080 | 2,640 | 468 | 140 | 210 |

※第3期の計画値は、筋力トレーニング教室を想定。筋力トレーニング教室は平成18年度のみ実施。

今後の方策

一般高齢者を対象とした健康づくりとして、だれもが参加できて、運動の楽しさや体力づくりの効果を実感できるような、開放的で継続的な教室とするために、関係団体、地域包括支援センター等の高齢者支援機関及び地域団体や保健推進員等、地域住民との連携を強化し、地域の健康教室が老人福祉センター等において継続的に運営されていく仕組みづくりを進めます。

また、介護予防機能を付加した「市立津志田老人福祉センター」が、平成21年4月に開設することから、当該施設においてモデル事業を実施するなどして、健康増進教室を拡充していきます。

■健康増進教室事業の目標

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間参加実人数 | 360 | 480 | 600 |
| 年間利用延べ人数 | 720 | 960 | 1,200 |

(イ) マッサージ等指導等教室

A型老人福祉センター4カ所で、日常生活において必要な身体ケアに関して、気軽に取り組めるマッサージ治療やあん摩治療、指圧治療について、基礎的な技術や知識等を指導しています。高齢者が家庭において、自身や家族で継続的な健康づくりができるよう支援していきます。

エ 文化・趣味・スポーツ活動の推進

従来行っている各種事業を引き続き実施しながら、現在参加している高齢者のニーズの把握に加え、特に若い世代の高齢者が積極的に参加し、活発に事業展開ができるよう、事業の名称や内容の改善を図ります。

(ア) 老人芸能大会

日常の趣味・文化活動の発表の場として、岩手県民会館大ホールを会場に年1回開催しています。高齢者が一同に会し、民謡や合唱などを披露することで、団体交流や向上意欲が生まれるため、生きがいづくりの一層の推進が図られます。今後も、市や盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により、団塊世代や一般のサークル団体も参加しやすい大会運営を行っていきます。

(イ) 老人作品展

書道や絵画、写真、木工等の作品を一同に集め、日常の創作活動の発表の場として、年1回開催しています。近年は、一般の高齢者以外にも介護福祉施設の利用者からの出品も増えており、今後も、市や盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により、多種多様な作品形態の募集を一般の高齢者のみならず各種施設等にも広く働きかけていきます。また、より多くの人に来場していただくよう会場設定等の改善を図ります。

(ウ) 老人スポーツ祭典

高齢者の生活を健康で生きがいのあるものにするため、市や盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により開催しています。県大会の予選も兼ね、徒競走やリレーの個人で参加できる種目のほか、ボール送りやゲートボールリレーなど、仲間とのチームプレーによる楽しさを体感できる大会となっています。今後、団体参加だけでなく、個人でも気軽に参加できる種目設定等、より多くの方が参加できる大会運営を図ります。

(エ) ニュースポーツ講習会

高齢者だれもが気軽に取り組めるスポーツとして、ニュースポーツの普及に努めています。年1回、7カ所の老人福祉センター等を会場に、ユニカールやシャフルボードなどのニュースポーツのルールや技術向上の指導を行っています。今後も、市と盛岡市老人クラブ連合会との共催により、ニュースポーツに対するニーズを把握しながら、より多くの方が身近にニュースポーツを楽しめるよう内容の充実を図ります。

(オ) 地区老人スポーツ大会

25 地区ある老人クラブ地区協議会が各地域で開催するスポーツ大会は、健康増進のほかに地域の世代間交流等ふれあいの機会としての役割を担っています。今後も、より多くの参加者が集い、多種多様なスポーツ種目の大会になるよう、市老人クラブ連合会と連携しながら同スポーツ大会の支援、助成を行っていきます。

オ 生きがいつくりの環境整備

(ア) 生きがいつくりの関連施設の整備

高齢者の生きがい活動等の中核となる施設として、老人福祉センター25館、老人憩いの家4館、世代交流センター1館が地区福祉推進会ごとに整備され、高齢者に趣味やスポーツ、レクリエーション等の場を提供しています。今後、老人福祉センター未整備地区の解消に努めていきます。

また、建設年度の古い老人福祉センターでは、建物等の老朽化が進んでいます。高齢者等の利用に支障を来さないよう、計画的に施設の維持管理を行うとともに、サービス向上など、利用しやすい施設運営を図ります。

■老人福祉センター等の利用者数の状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 老人福祉センターA型(4か所) | 127,699 | 127,889 | 128,270 | 112,685 | 112,406 | 112,440 |
| 老人福祉センターB型(21か所) | 114,736 | 115,872 | 117,008 | 109,448 | 110,551 | 110,600 |
| 老人憩いの家(4か所) | 28,200 | 28,764 | 29,046 | 32,446 | 34,458 | 34,500 |
| 世代交流センター(1か所) | 8,686 | 8,772 | 8,858 | 8,644 | 9,703 | 9,700 |

■老人福祉センター等の利用者数の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 老人福祉センターA型(4か所) | 112,440 | 112,440 | 112,440 |
| 老人福祉センターB型(21か所) | 116,200 | 116,200 | 116,200 |
| 老人憩いの家(4か所) | 34,500 | 34,500 | 34,500 |
| 世代交流センター(1か所) | 9,700 | 9,700 | 9,700 |

※老人福祉センターB型 21年度より22か所

| 事業名 | 項目 | 見込値の考え方 |
|-----------|----------|---------------------------------|
| 老人福祉センター等 | A型 | 利用者は減少傾向だが、現状維持に努める。 |
| | B型 | 1館平均約5,600人、津志田の開館で5,600人の増を想定。 |
| | 老人憩いの家 | 利用は安定期、現状維持に努める。 |
| | 世代交流センター | 利用者数は上下しているが、単館なので安定化に努める。 |

(イ) 児童館・児童センターの世代間交流事業

児童館・児童センターは老人福祉センターと併設された複合施設が多く、日常活動の中で交流できることから、今後も伝統行事の伝承活動やスポーツ交流など、地域の特性を生かしながら、世代間交流事業の実施・拡充を図ります。

力 敬老事業等の実施

(ア) 敬老金品支給事業

高齢者の健康と長寿を祝い、敬老金品支給事業を行っています。敬老金の支給は、100歳になられた方を対象に今後も継続します。

■敬老金支給事業の状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 100歳 | 40 | 71 | 85 | 22 | 27 | 38 |

■敬老金支給事業の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 100歳 | 51 | 57 | 129 |

| | | |
|---------|--------|-----------------------|
| 見込値の求め方 | 100歳の人 | 平成20年度現在の該当年度100歳見込み数 |
|---------|--------|-----------------------|

(イ) 金婚慶祝会

市と盛岡市老人クラブ連合会との共催で、結婚50周年を迎える夫婦の健康と長寿を祝うため、金婚慶祝会を今後も継続することとしています。

(ウ) 高齢者無料入浴事業

65歳以上の高齢者を対象に毎月1回、市内の公衆浴場を無料で開放するもので、心身の健康の保持や、世代間交流を図ることを目的に実施しています。今後、介護予防や高齢者の交流サロンの内容を付加した事業として見直しを検討することとしています。

(エ) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業

国籍要件により、国民年金に加入できなかった市内在住外国人高齢者の所得支援として実施しているもので、大正15年4月1日以前に生まれた方へ福祉給付金を支給しており、今後も継続することとしています。

(2) 社会参加の促進

ア 高齢者の就労促進

少子高齢社会により、生産年齢人口の減少が見込まれるため、働き続けたいという高齢者の希望を満たすだけでなく、高齢者の経験と能力を活用することが、社会の活力を維持するためにも不可欠です。

高齢者の就労については、経済的な理由だけではなく、健康や生きがいのために希望する方が

増えています。

就労形態も、フルタイムで働くだけでなく、生きがい、健康、趣味、社会貢献を兼ねて、臨時的、短期的な働き方を希望する人が多くなってきています。

このような多様な形態による就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターや高齢者就労相談事業の活用など、高齢者の就労促進を支援します。

(ア) 盛岡市シルバー人材センター

おおむね60歳以上で就職が難しい方、一般の就職は望まないが、長年培ってきた知識・技術や経験を生かして社会に役立ちたいと望む方が集まり、希望・経験・能力に応じて、日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事に従事する会員制の団体です。センターと会員とは雇用関係になく、仕事の内容や実績に応じて報酬を支払うものです。登録者数は、平成20年3月末現在で672人です。

臨時的かつ短期的な雇用による就労を希望する高齢者のために、無料の職業紹介も行っています。

市に、就労を希望する高齢者の相談があった場合には、シルバー人材センターへの登録や就労相談業務について説明するなど、センターの活動に協力し、高齢者の就労の機会の拡大を支援します。

(イ) 高齢者就労相談事業

働く能力と希望のある高齢の方に職業を紹介し、社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいの場の確保のために、盛岡市社会福祉協議会が実施している高齢者就労相談事業を支援しています。高齢者の社会参加の促進を図るとともに、この事業を通じて、収入を得ることよりも生きがいを目的とした高齢者にふさわしい就労システムの研究に取り組んでいきます。

また、地域活動の新たな担い手であるNPOなどの地域福祉サービス提供団体を支援し、高齢者の働く場として活用を図ることにより、就労の機会の創出を支援します。

イ 高齢者ボランティアの育成及び高齢者団体の社会活動促進

(ア) 高齢者ボランティアの育成

高齢者の中には意欲や能力のある方が相当数おり、特に「団塊の世代」で高齢期に入った方は、まだまだ、「支えられる人」とは言えない方々です。意欲と能力のある高齢者は、高齢社会を支える貴重な人材です。しかし、これまで職場での活動が中心であったため、退職後、地域活動に参加しようと思っても、「地域デビュー」が実現できず、関心や興味があるにもかかわらず、きっかけや機会がないため、不本意に地域から遠ざかっている高齢者も少なくはありません。「団塊の世代」など、比較的若い高齢者を対象とし、地域の福祉活動に目を向けてもらうため、もりおか老人大学に人材養成講座を設けることや盛岡市社会福祉協議会の実施するボランティアスクールなどによる、高齢者ボランティアの育成に努めるとともに、NPOやボラ

ンティア団体と退職を機に社会参加活動を希望する高齢者を繋げる仕組みづくりの研究に取り組んでいきます。

また、地域の老人クラブ等の高齢者団体による社会貢献活動等の支援を行うなどし、高齢者が高齢者を支える地域づくりに取り組んでいきます。

3 安心して心のかよいあう生活の実現

| | |
|-----------------------|--|
| <p>(1) 包括的支援事業の推進</p> | <p>ア 地域包括支援センター運営事業 イ 地域ケア体制</p> |
| <p>(2) 任意事業の推進</p> | <p>ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護者リフレッシュ事業 ウ 家族介護慰労事業 エ 成年後見制度支援事業 オ 寝たきり老人紙おむつ支給事業 カ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業 キ 住宅改修理由書作成費助成事業 ク 生活管理指導員派遣事業 ケ 「食」の自立支援事業</p> |
| <p>(3) 在宅福祉事業の推進</p> | <p>ア 生きがい活動支援通所事業 イ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ウ 緊急通報システム設置事業 エ 福祉電話設置事業 オ 火災警報機等給付事業 カ 要援護高齢者等住宅改造費補助事業 キ 高齢者住宅整備資金の貸付事業 ク 認知症支援ネットワーク事業 ケ 相談窓口 （ア） 地域包括支援センター （イ） 介護支援センター （ウ） 市の窓口等 コ 老人福祉施設等事業 （ア） 養護老人ホーム （イ） 軽費老人ホーム （ウ） 有料老人ホーム</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>(4) 介護予防サービス事業の推進</p> | <p>ア 要介護(要支援)者の状況</p> <p>イ 介護予防サービス実績及び見込み</p> <p>(ア) 介護予防訪問介護</p> <p>(イ) 介護予防訪問入浴介護</p> <p>(ウ) 介護予防訪問看護</p> <p>(エ) 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>(オ) 介護予防通所介護</p> <p>(カ) 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(キ) 介護予防福祉用具貸与</p> <p>(ク) 介護予防短期入所生活介護及び介護 予防短期入所療養介護</p> <p>(ケ) 介護予防特定施設入所者生活介護</p> <p>(コ) 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>(サ) 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>(シ) 介護予防住宅改修</p> <p>(ス) 介護予防支援(介護予防サービス計 画)</p> <p>ウ 地域密着型介護予防サービス見込み</p> <p>(ア) 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>(ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> |
| <p>(5) 介護サービス事業の推進</p> | <p>ア 介護サービス実績及び見込み</p> <p>(ア) 訪問介護</p> <p>(イ) 訪問入浴介護</p> <p>(ウ) 訪問看護</p> <p>(エ) 訪問リハビリテーション</p> <p>(オ) 居宅療養管理指導</p> <p>(カ) 通所介護</p> <p>(キ) 通所リハビリテーション</p> <p>(ク) 短期入所生活介護及び短期入所療養 介護</p> <p>(ケ) 特定施設入所者生活介護</p> <p>(コ) 福祉用具貸与</p> <p>(サ) 居宅介護支援</p> <p>(シ) 特定福祉用具販売</p> |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>(ス) 住宅改修</p> <p>イ 地域密着型サービス見込み</p> <p>(ア) 夜間対応型訪問介護</p> <p>(イ) 認知症対応型通所介護</p> <p>(ウ) 小規模多機能型居宅介護</p> <p>(エ) 認知症対応型共同生活介護</p> <p>(オ) 地域密着型特定施設入所者生活介護</p> <p>(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>ウ 施設サービス実績及び見込み</p> <p>(ア) 介護老人福祉施設</p> <p>(イ) 介護老人保健施設</p> <p>(ウ) 介護療養型医療施設</p> <p>(エ) 特定入所者介護サービス費</p> <p>エ 介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備目標</p> |
| <p>(6) 支え合い活動の促進</p> | <p>ア 災害時要援護者対策の推進</p> <p>イ 一人暮らし高齢者等対策推進事業</p> <p>(ア) シルバーメイト事業</p> <p>(イ) 介護教室・医療保健講座事業</p> <p>(ウ) ふれあいシルバーサロン事業</p> <p>(エ) 友愛訪問推進事業</p> <p>ウ 認知症高齢者サポーター養成事業</p> <p>エ 地域福祉ボランティア</p> |

(1) 包括的支援事業の推進

ア 地域包括支援センター運営事業

現状と評価

平成18年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターを設置することとなり、本市では日常圏域ごとに各1箇所、合計7箇所を設置し、社会福祉法人等へ運営を委託しています。各地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名ずつ配置し、特定高齢者介護予防支援事業、総合相談・支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を実施することにより、地域の高齢者の総合的な支援を行っています。

また、地域包括支援センターのランチとして介護支援センター12箇所を設置し、地域包括支援センターと連携しながら地域の高齢者の初期相談窓口として活動しています。

| 圏域名 | 地域包括支援センター | 介護支援センター |
|-----|------------------|---|
| 河北1 | 盛岡駅西口地域包括支援センター | 上田介護支援センター |
| 河北2 | 山岸和敬荘地域包括支援センター | 第二松園ハイツ介護支援センター ケアガーデン高松公園介護支援センター |
| 河南 | 五月園地域包括支援センター | ヴィラ加賀野介護支援センター 城南介護支援センター |
| 厨川 | 青山和敬荘地域包括支援センター | 月が丘介護支援センター おでんせ介護支援センター |
| 盛南 | イーハトーブ地域包括支援センター | 千年苑介護支援センター |
| 都南 | 地域包括支援センター川久保 | 飯岡介護支援センター 希望の里介護支援センター 都南あけぼの荘介護支援センター |
| 玉山 | 玉山地域包括支援センター | 秀峰苑介護支援センター |

今後の方策

平成20年度からは、現状の設置箇所数を維持しながら、体制の整備に努め、それぞれの地域包括支援センター職員の資質向上を図り、地域に信頼されるようにしていきます。

イ 地域ケア体制

現状と評価

市は平成12年度に地域ケア会議を設置し、介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に、効果的な予防サービスや地域ケアの総合調整、介護保険法に基づく保険給付の対象となるサービスを行う事業者に対する情報の提供、指導を実施してきました。

しかし、介護保険法が改正された平成18年以降は、地域資源との連携を取るネットワーク化が必要とされてきております。そうしたことを受け、従来の地域型在宅介護支援センターが主催してきた「担当地域ケア会議」についても、地域包括支援センター及び介護支援センター

において継続し、その参加者を地域の民生委員や地区福祉推進会等に広げ、地域の介護サービス事業所とも情報交換するなど、連携を強化してきています。

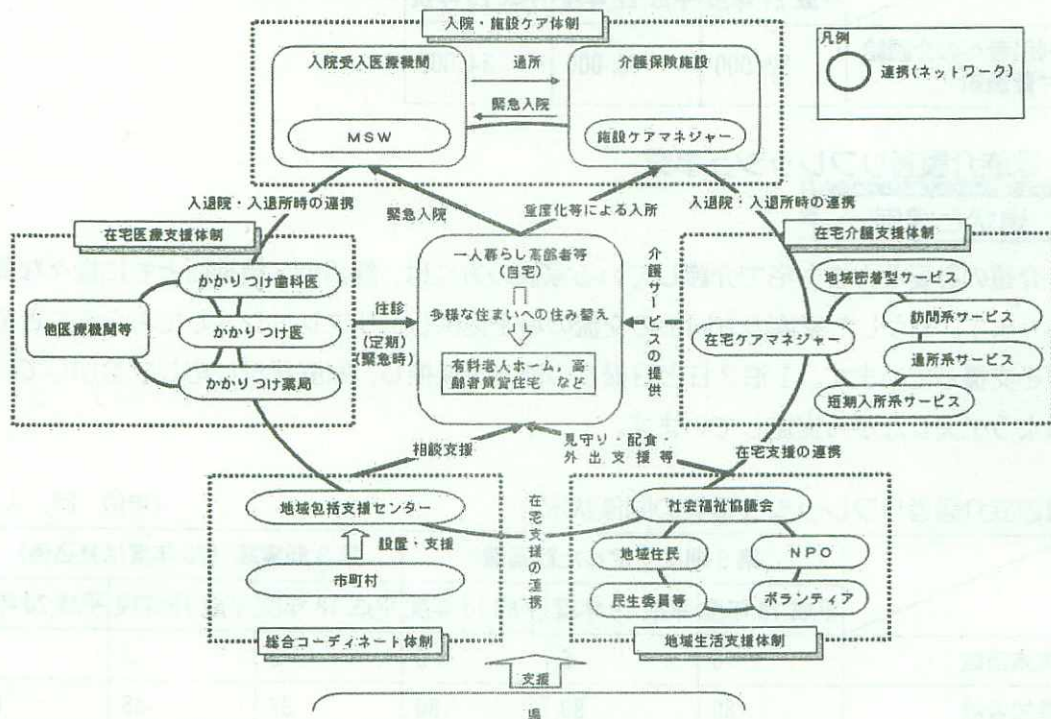
今後の方策

高齢者が住みなれた地域で生き生きとした生活を送ることができるようにするためには、活動態にある高齢者から要介護状態にある高齢者に至るまで、連続的かつ総合的な事業展開を地域と一体となって実施していくことが重要です。介護予防を推進するためには、それぞれの地域の実情にあった自主的な介護予防活動が実施され、高齢者が積極的に活動に参加していくこと、また、要介護状態の方に対して、医療・保健・福祉や介護サービス事業者などが本人・家族・地域と連携しながら支援していく体制が必要となります。

このようなことから、地域包括支援センターや介護支援センターにおいて「担当地域ケア会議」を今後も継続し、地域住民との話し合いにより、地域の特性を生かした介護予防の取り組みを検討し、具体的な事業の展開を図るとともに、様々な問題を抱えている高齢者を地域で支えていくために、関係機関とのネットワークを構築していく必要があります。

また、要介護状態になる前からの介護予防や、医療ニーズの高い重度の要介護者の在宅ケアの推進を踏まえると、地域における医療と介護の連携は、今後一層重要性を増していきます。このためには、在宅、医療機関、施設といった場所の変化により医療と介護の連続性が失われることのないよう、地域における包括的継続的なマネジメント体制を確立し、主治医とケアマネジャーをはじめとする医療と介護の多職種連携を地域ケア体制のなかで確立することも目指していきます。

地域ケア体制の全体像(イメージ)



(2) 任意事業の推進

ア 介護給付等費用適正化事業

現状と評価

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するため、制度の趣旨、良質な事業を展開するうえで必要な各種情報の提供や利用者への介護給付費通知の送付、ケアマネジャー対象の研修会の開催等を実施しています。

■ 介護給付等費用適正化事業の実績 (単位：通)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|--------------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 利用者への介護給付費通知 | 28,000 | 30,000 | 31,000 | 28,649 | 30,350 | 31,559 |

今後の方策

ケアマネジャーに対する研修会の開催や介護給付費通知の送付を継続するとともに、住宅改修訪問調査やケアプランチェック等を実施することにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、給付の適正化を図ります。

■ 介護給付等費用適正化事業の見込み (単位：通)

| | 第4期 (計画値) | | |
|--------------|-----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 利用者への介護給付費通知 | 32,000 | 33,000 | 34,000 |

イ 家族介護者リフレッシュ事業

現状と評価

介護の必要な方を在宅で介護している家族の方には、経済面・精神面ともに様々な負担がかかります。そうした家族の方同士の交流の場を提供し、リフレッシュしてもらうことで家族介護を支援しています。1泊2日と日帰りの両方を開催し、家庭状況に応じて参加していただけるよう工夫しながら実施しています。

■ 家族介護者リフレッシュ事業の開催状況 (単位：回, 人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 実施回数 | 6 | 6 | 6 | 3 | 3 | 3 |
| 参加者数 | 80 | 80 | 80 | 37 | 46 | 50 |

今後の方策

今後も多くの方が参加し、情報交換やリフレッシュできるよう内容を工夫していきます。

■家族介護者リフレッシュ事業の開催目標 (単位：回、人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施回数 | 3 | 3 | 3 |
| 参加者数 | 50 | 50 | 50 |

ウ 家族介護慰労事業

現状と評価

介護の必要な方を在宅で介護している家族の方には、経済面・精神面ともに様々な負担がかかります。そうした負担を少しでも軽減するために慰労金を支給しています。支給には幾つかの条件があることから、今後も同程度の支給人数で推移するものと見込まれます。

■家族介護慰労事業の状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 実施回数 | 8 | 8 | 8 | 7 | 5 | 8 |

今後の方策

在宅介護は今後とも増加が見込まれることから、介護保険サービスの適正利用の周知を図りながら、事業を継続していくこととします。

■家族介護慰労事業の目標

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施回数 | 8 | 8 | 8 |

エ 成年後見制度支援事業

現状と評価

認知症高齢者等、判断能力が不十分な人が、預貯金の管理(財産管理)や、日常生活での医療・介護など様々な契約(身上監護)を行う際の支援や、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る制度の啓発をしています。

また、身寄りの無い高齢者などに代わり市長が後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行うことで、制度の利用を進めています。

■成年後見制度支援事業の状況

(単位：件)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 申立件数 | 4 | 6 | 8 | 0 | 1 | 2 |

今後の方策

今後も本制度の重要性とともに需要が高まっていくことが見込まれることから、関係機関と連携しながら、制度の周知・啓発を図ります。また、身寄りの無い高齢者などに代わり市長が後見開始の審判の申し立てを行う支援事業を継続していきます。

■成年後見制度支援事業の目標

(単位：件)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 申立件数 | 4 | 6 | 8 |

オ 寝たきり老人紙おむつ支給事業

現状と評価

紙おむつを常時使用している要介護者の場合、購入費が高額となるため経済的負担が大きくなりがちです。紙おむつ購入による介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、市県民税が非課税世帯である寝たきりの高齢者に対して紙おむつを支給していますが、減少傾向にあった支給対象者は、平成18年度から再び増加傾向に転じてきました。平成14年度から要介護4及び要介護5の方への支給枚数を増やしてきましたが、支給できる紙おむつの種類を増やして欲しいとの要望に応え、平成20年度からは支給できる紙おむつを2種類から4種類へ増やしています。

■紙おむつ支給状況の状況

(単位：人、枚)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 223 | 223 | 223 | 133 | 153 | 199 |
| 年間利用延べ人数 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,021 | 1,139 | 1,299 |
| 年間支給枚数 | 143,860 | 143,860 | 143,860 | 152,274 | 156,487 | 169,180 |

今後の方策

利用者は大幅に増加しないと見込まれますが、今後は介護者の高齢化等といった実態に即した受取り方法についても検証し、随時必要に応じた見直しを進めていきます。

■紙おむつ支給状況の目標 (単位：人、枚)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 202 | 199 | 196 |
| 年間利用延べ人数 | 1,412 | 1,409 | 1,406 |
| 年間支給枚数 | 181,760 | 181,400 | 181,040 |

カ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)事業

現状と評価

高齢者が自立して安全かつ快適に生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的として、緊急通報装置を備えた高齢者向け仕様の住宅を市営月が丘アパートに30戸整備しています。入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行っています。

今後の方策

今後も入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行っていきます。

キ 住宅改修理由書作成費助成事業

現状と評価

介護保険の住宅改修費支給の申請に必要な理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した場合、作成に関する事務に要する経費を助成しています。居宅介護支援事業所のケアマネジャー等が作成する例が多く、平成18年度、平成19年度には該当事例はありません。

■住宅改修理由書作成費助成事業の実施状況 (単位：件)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 補助件数 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 1 |

今後の方策

該当事例は少ないが、住宅改造の需用は多く、住宅設計の専門家として福祉住環境コーディネーターの果す役割は大きいと考えています。これらの方が積極的に住宅改修理由書を作成することができるように、制度の周知と継続を図っていきます。

■住宅改修理由書作成費助成事業の目標 (単位：件)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 補助件数 | 10 | 10 | 10 |

ク 生活管理指導員派遣事業

現状と評価

要介護認定で自立と判定された方や認定審査を受けていない方で、体力の低下や病気の後遺症、怪我などにより社会適応が困難な高齢者に対し、居宅への訪問によって日常生活及び家事に対する支援・指導等を行っています。指導者の派遣は、週1回、市が法人のヘルパーステーションに委託するなどして派遣しています。

■生活管理指導員派遣事業の実施状況

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 70 | 70 | 70 | 65 | 60 | 61 |
| 年間利用延べ人数 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,255 | 2,014 | 2,200 |

今後の方策

高齢者人口の伸びとともに利用者数の増加も見込まれるため、需要に応じた供給ができるよう努めていくこととしています。また、要介護状態に陥ることを防止するためにサービスの維持、向上に努めます。

■生活管理指導員派遣事業の目標

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 63 | 65 | 67 |
| 年間利用延べ人数 | 2,331 | 2,405 | 2,479 |

ケ 「食」の自立支援事業

現状と評価

加齢に伴う心身の衰えや障害、傷病などの理由で、食事の調理が困難な方に対し、市と事業者の業務委託契約によって、栄養のバランスと健康状態に配慮した食事を定期的に居宅に届けるとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常がみられるときには、関係機関等への連絡を行うこととしています。対象はおおむね65歳以上のひとり暮らしの方で、昼食か夕食のどちらかを1週4回まで利用できます。

■「食」の自立支援事業の実施状況

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 410 | 410 | 410 | 436 | 452 | 470 |
| 年間利用延配食数 | 33,135 | 33,135 | 33,135 | 35,902 | 36,903 | 41,000 |

今後の方策

玉山区の配食サービス事業終了に伴い、同地区の供給体制の整備に努め、今後もサービス供給量の確保を図ります。

■「食」の自立支援事業の目標 (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 480 | 490 | 500 |
| 年間利用延配食数 | 50,000 | 51,000 | 52,000 |

(3) 在宅福祉事業の推進

ア 生きがい活動支援通所事業

現状と評価

要介護認定で自立と判定された方など、比較的元気であっても、家に閉じこもりがちなおおむね65歳以上の高齢者を対象として、デイサービスセンターへ2週間に1回通所していただきながら、入浴介助や食事提供などのサービスを提供しています。

■生きがい活動支援通所事業の実施状況 (単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年以降は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 118 | 106 | 95 | 111 | 78 | 80 |
| 年間利用延べ人数 | 1,793 | 1,614 | 1,453 | 1,784 | 1,319 | 1,350 |

今後の方策

比較的元気な高齢者が閉じこもり等で常時介護が必要な状況になることを予防するため、今後も利用者の身体機能低下等の早期把握とサービス内容の充実に努めます。

■生きがい活動支援通所事業の実施目標 (単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 80 | 80 | 80 |
| 年間利用延べ人数 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |

イ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

現状と評価

寝たきりの方などの寝具の衛生管理のため、洗濯と乾燥消毒サービスを行っています。高齢者や障害者世帯では、寝具を家庭で洗濯したり、クリーニング店まで持参することが困難な場

合が多く、定期的な洗濯・乾燥消毒サービスへの需要は高くなっています。今後も利用希望者を適確に把握しながら、事業を進める必要があります。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施状況

(単位：人、点、回)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用延べ人数 | 431 | 431 | 431 | 377 | 151 | 150 |
| 年間利用点数 | 1,697 | 1,697 | 1,697 | 1,541 | 643 | 600 |
| 年間実施回数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

今後の方策

今後も高齢者等の居住環境の衛生管理のため、事業の周知を図りながら、適切な利用希望者の把握とサービス内容の充実に努めます。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施目標 (単位：人、点、回)

| | 第4期(目標値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用延べ人数 | 150 | 160 | 170 |
| 年間利用点数 | 600 | 640 | 680 |
| 年間実施回数 | 3 | 3 | 3 |

ウ 緊急通報システム設置事業

現状と評価

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に特定の受信センター、地域包括支援センター及び介護支援センターに通報できるようにすることで、日常生活の不安の解消を図ります。

■緊急通報システム設置事業の実施状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|-----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間設置人数 | 160 | 160 | 160 | 127 | 121 | 56 |
| 年度末での設置人数 | 1,097 | 1,177 | 1,257 | 891 | 850 | 783 |
| 年間通報件数 | 700 | 750 | 800 | 1,978 | 3,194 | 2,200 |

今後の方策

今後は、緊急時の対応だけでなく、利用者一人一人の状態の把握や見守りも重要であり、また、利用者の増加が見込まれることから、緊急通報の受信体制や利用者の状態把握のあり方の

見直し、機器管理を徹底などに努め、需要に応じた体制を整備していきます。

■緊急通報システム設置事業の実施目標 (単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|-----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間設置人数 | 120 | 120 | 120 |
| 年度末での設置人数 | 738 | 693 | 648 |

工 福祉電話設置事業

現状と評価

電話の無いひとり暮らしの高齢者に電話を貸与し、基本料金を助成しています。

■福祉電話設置事業の実施状況 (単位：台)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 新設台数 | 14 | 14 | 14 | 6 | 6 | 9 |
| 設置総数 | 143 | 143 | 143 | 115 | 101 | 93 |
| 返還台数 | 10 | 10 | 10 | 12 | 20 | 15 |

今後の方策

新設が返還を下回っている状況であり、今後は設置総数の減少が見込まれますが、今後も利用を必要とする方の状況を把握しながら、事業を継続します。

■福祉電話設置事業の実施目標 (単位：台)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 新設台数 | 7 | 7 | 7 |
| 設置総数 | 100 | 92 | 84 |
| 返還台数 | 15 | 15 | 15 |

オ 火災警報器等給付事業

現状と評価

火気の取り扱いが不安な高齢者に、火災警報器、自動消火器及び電磁調理器の給付を行い、在宅生活の安全を図っています。

■火災警報器等給付事業の実施状況 (単位：件)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 給付件数 | 48 | 48 | 48 | 42 | 50 | 60 |

今後の方策

火災警報器の設置義務付けにより、平成21年度までは給付件数の増加が見込まれます。自動消火器及び電磁調理器に関しては、今後も利用を必要とする方の状況を把握しながら、事業を継続していきます。

■火災警報器等給付事業の実施目標 (単位：件)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 給付件数 | 70 | 70 | 40 |

力 要援護高齢者等住宅改造費補助事業

現状と評価

要介護認定者が居住する住宅を改造する場合、それに要する費用の一部を補助する制度です。「高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業」として実施しています。また、対象となる経費の一部に介護保険が適用されますので、この補助制度と組み合わせて利用することができます。

高齢者の在宅生活の維持と介護者の負担軽減を支援しています。

■要援護高齢者等住宅改造費補助事業の状況 (単位：件)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 補助件数 | 20 | 20 | 20 | 11 | 13 | 12 |

今後の方策

高齢社会の進行に伴い、需要はますます増加すると見込まれます。できるだけ在宅での生活を維持したい方への支援策として、利用者の拡大につながるように制度のあり方を見直しながら、財源の確保に努めます。

■要援護高齢者等住宅改造費補助事業の目標 (単位：件)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 補助件数 | 15 | 15 | 15 |

キ 高齢者住宅整備資金の貸付事業

現状と評価

高齢者及び障がい者と同居する親族が、居住する住宅を増改築する場合に、その建築資金を貸し付けする制度です。在宅の要援護高齢者及び在宅重度障がい者の自立を支援することを

目的としています。60歳以上の高齢者と同居するなど、一定の条件があります。

■高齢者住宅整備資金の貸付事業の実施状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 利用者数 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 |

今後の方策

高齢者向けの住宅の整備は、介護のためだけでなく、高齢者や障がい者自身にとって自立した生活を続けるうえで必要なことであり、今後も事業の周知等を図りながら、継続していきます。

■高齢者住宅整備資金の貸付事業の実施目標

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 利用者数 | 2 | 2 | 2 |

ク 認知症支援ネットワーク事業

現状と評価

急激に進む高齢化の中で、今後ますます認知症高齢者が増加していくことが予想されます。認知症がもとで介護が必要になったり、悪徳業者の被害にあったりしているケースも多く見られます。認知症の高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、地域住民が認知症について正しく理解し、地域で支援していくネットワークを構築していくことが大切です。また、認知症予防に努める一方、できるだけ早い段階で発見し、早期治療など、迅速に対処していくことが重要です。これらの啓発活動は、地域ケア会議や、介護予防教室など、さまざまな機会を捉えて実施しています。

また、盛岡市医師会が行う、「もの忘れ検診」についても、実施体制の充実と実施の継続について、引き続き働きかけていきます。

今後の方策

認知症の高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らしていけるようにするため、「認知症支援ネットワーク事業」を実施します。運営委員会を設置し、ネットワーク活動の具体的な検討や体制づくりなどについて話し合います。

活動は、認知症の早期発見につながる地域住民への啓発活動が主となります。これらの啓発は地域包括支援センターや介護支援センターが行う、認知症予防教室を中心に行うほか、消費生活センターが実施する悪徳商法防止のための啓発事業などとも連携して実施します。

また、「もの忘れ検診」については、検診体制が変わったことから、特定検診以外にも受診

できるように、盛岡市医師会の協力を得て引き続き実施します。

ケ 相談窓口

(ア) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、7つの日常生活圏域に各1箇所、合計7箇所が設置されています。地域包括支援センターは、介護予防支援事業、総合相談支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業・包括的継続的支援事業の4つの事業を一体的に実施する施設であり、高齢者の総合相談窓口となります。これらの事業を通じて、在宅の高齢者を支援し、また支援するための地域の社会資源のネットワークを構築しています。

(イ) 介護支援センター

地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の初期相談窓口を担うセンターとして、介護支援センターを市内に12箇所設置しています。介護支援センターは、地区内の高齢者の様々な相談を受けて、地域包括支援センターへつなぐ大切な役割を持ちます。身近な地域に設置されていることで、相談しやすいセンターとして機能します。

(ウ) 市の窓口等

地域包括支援センター・介護支援センターの統括としての役割を担うとともに、介護サービス、在宅福祉サービス及び地域支援事業など、高齢者福祉の全般的な相談窓口となります。

コ 老人福祉施設等事業

(ア) 養護老人ホーム

現状と評価

生活環境上の理由や経済的な理由など、多様な事情により自宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。対象は、おおむね65歳以上、生計中心者の市民税が均等割以下の方などの条件があります。

現在、市内には2施設あり、定員100人に対して市民は72人が入所しています。入所者が自立した生活が維持できるように生活指導を行うとともに、心身の健康保持が図られています。

■養護老人ホーム入所者の状況

(単位：施設、人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|-------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 施設・定員 | 2(100) | 2(100) | 2(100) | 2(100) | 2(100) | 2(100) |

今後の方策

入所者数は安定的に推移しておりますが、生活環境上や経済的な理由から入所を希望する高齢者が今後も見込まれることから、受入態勢の整備に努めるとともに、養護が必要な高齢者が安

心して入所できるよう支援していきます。

なお、「清和荘」については、認可設置後50年以上を経過し老朽化が著しいことから、施設の建て替え等の対応により、高齢者の入所施設としての機能を継続することでサービス提供の確保に努めます。

■養護老人ホームの定員数 (単位：施設、人)

| | 第4期(計画値) | | |
|-------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 施設・定員 | 2(100) | 2(100) | 2(100) |

(イ) 軽費老人ホーム

現状と評価

ある程度収入があっても身寄りのない方や家族がいても一緒に暮らせない事情のある方が対象のA型と、自炊することが条件であるB型、身体機能の低下や独立して生活するのに不安がある方が対象のケアハウスの3種類があります。

現在、市内には6施設あり、家庭環境や住宅事情などの理由から入所しておりますが、在宅において生活が困難な高齢者に対して必要なサービスを提供し、健康で明るい生活が送れるように支援しています。

■軽費老人ホームの施設数(定員)

(単位：施設、人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|-----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 軽費老人ホームA型 | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) |
| 軽費老人ホームB型 | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) | 1(50) |
| ケアハウス | 3(139) | 3(139) | 4(199) | 3(139) | 3(139) | 4(199) |

今後の方策

今後は高齢者人口の増加に伴い、入所者の増加が見込まれます。保険給付対象施設としての特定施設入所者生活介護やケアハウスへの統合が検討されていることから、安定的な入居需要に対応できるよう施設整備のあり方や促進に努めます。

■軽費老人ホームの施設数(定員)

(単位：施設、人)

| | 第4期(計画値) | | |
|-----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 軽費老人ホームA型 | 1(50) | 1(50) | 1(50) |
| 軽費老人ホームB型 | 1(50) | 1(50) | 1(50) |
| ケアハウス | 4(199) | 4(199) | 4(199) |

(ウ) 有料老人ホーム

現状と評価

これまで有料老人ホームの定義は、①高齢者を10人以上入居させていること、②食事の提供をしていること、の2つが要件でしたが、平成18年4月の改正により、入居人数にかかわらず、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理のうち、いずれかのサービスの提供をしている施設は有料老人ホームに該当することになりました。

今後の方策

有料老人ホームの定義が拡大したことで、届け出る有料老人ホームの数が急速に増えたり、大型施設の整備が進められていることから、事業所の届出を受ける岩手県との連携を図りながら、施設整備の促進に努めます。

(4) 介護予防サービス事業の推進

ア 要介護（要支援）の認定

介護（予防）サービスを受けようとする方は、要介護（要支援）認定申請を行う必要があります。市は、申請を受理した後、認定調査員をサービスを受けようとする方の自宅等へ派遣し、本人・家族等から聞き取りで調査を行います。あわせて、かかりつけの医師に対し、主治医意見書の記載を依頼します。認定調査票と主治医意見書等の準備が整った後、認定審査会において要介護状態区分等（介護度）を審査・判定します。

認定審査会の委員の総数は75名で、15の合議体を形成しています。1合議体は5名体制で、保健・医療・福祉の各分野からの学識経験者でバランスを配慮した構成としています。

認定の審査は、合議体単位で行います。また審査が偏らないように、合議体は半年毎に編成替えを行っています。

審査会は基本的には2週間に15の審査会を開催し、各委員には半年先までの審査会開催日程を通知し、委員の出席の確保に努めています。

イ 要介護（要支援）者の状況

被保険者数は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者は年々増加しています。

それに対し、第2号被保険者は横ばい傾向となっており、高齢化率は総人口の減少の影響もあり、年々高まっていく状況にあります。

認定者数は年々増加し、要介護度別では総数で要介護2の認定を受けている方が最も多く、平成19年と20年の比較でも要介護2は高い伸び率を示しています。

平成18年4月施行の制度改正により、介護状態の悪化を防ぐ、また要支援・要介護状態になることを未然に防ぐ、介護予防の考え方が大々的に取り入れられました。これに伴い、それまでの要介護1は介護状態の悪化を防ぐ介護予防給付を中心とする要支援2とこれまでと同じ介護給付を受け

る要介護1に区分されることになり、被保険者個々人の状態に則した、より目的が明確化されたサービスの提供が開始されています。

また、介護認定を受ける前の段階の被保険者に対しては、高齢者人口の5%（平成18年度は3%、19年度は4%）を目途に、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援・任意事業）を通じ、要支援・要介護状態にならないための啓発を継続して行っています。

当市では、今後も高齢化の進行が見込まれる状況下で、高齢者の健やかな地域社会生活に資するため、また、安定した制度運用のもとでのサービス提供を継続するために、地域支援事業及び介護予防給付により、要介護認定者数増加をより適正なものとするともに要介護度の重度化の防止に努めることとしています。

■被保険者数

（各年度10月1日時点）

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成26年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者数 | 57,112 | 58,861 | 60,618 | 61,917 | 63,213 | 64,936 | 70,105 |
| 65～74歳 （前期高齢者） | 29,965 | 30,040 | 31,531 | 31,636 | 31,740 | 32,761 | 35,824 |
| 75歳以上 （後期高齢者） | 27,147 | 28,821 | 29,087 | 30,281 | 31,473 | 32,175 | 34,281 |
| 第2号被保険者 | 100,933 | 100,974 | 101,016 | 101,059 | 101,098 | 100,617 | 99,176 |
| 計 | 158,045 | 159,835 | 161,634 | 162,976 | 164,311 | 165,553 | 169,281 |

資料：介護高齢福祉課

■要介護（要支援）認定者数

（各年度10月1日時点）

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護（要支援）認定者数 | 9,636 | 9,922 | 10,277 | 10,602 | 11,001 | 11,384 | 12,529 |
| 要支援1 | 635 | 426 | 410 | 515 | 534 | 550 | 598 |
| 要支援2 | 639 | 946 | 1,046 | 900 | 934 | 963 | 1,049 |
| 要介護1 | 2,799 | 2,137 | 2,017 | 2,232 | 2,269 | 2,298 | 2,518 |
| 要介護2 | 1,646 | 2,126 | 2,288 | 2,285 | 2,415 | 2,543 | 2,793 |
| 要介護3 | 1,402 | 1,648 | 1,822 | 1,791 | 1,858 | 1,926 | 2,127 |
| 要介護4 | 1,333 | 1,367 | 1,417 | 1,491 | 1,550 | 1,610 | 1,790 |
| 要介護5 | 1,182 | 1,272 | 1,277 | 1,388 | 1,441 | 1,494 | 1,654 |

資料：介護高齢福祉課 ※要支援1には経過的要介護者を含む（平成18年度、平成19年度のみ）

ウ 介護予防サービス実績及び見込み

（ア）介護予防訪問介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防訪問介護の実績

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 619 | 649 | 662 | 280 | 320 | 317 |

今後の方策

介護予防の理念に従い、利用者の自立を支援するサービスを目指します。利用者のニーズと介護予防給付の範囲の判断が難しい場合が想定されることから、利用者には十分説明し、適正なサービス提供を行うように、地域ケア会議等の機会を利用しながら事業者には指導していきます。

■介護予防訪問介護の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 321 | 333 | 343 |

(イ) 介護予防訪問入浴介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況です。

■介護予防訪問入浴介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 2 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 年間利用延べ人数 B | 73 | 114 | 115 | 0 | 1 | 0 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 36.5 | 38.0 | 38.3 | 0 | 1 | 0 |

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防訪問入浴介護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 2 | 2 | 2 |
| 年間利用延べ人数 B | 12 | 12 | 12 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 6.0 | 6.0 | 6.0 |

(ウ) 介護予防訪問看護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況です。

■介護予防訪問看護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 66 | 70 | 71 | 19 | 24 | 26 |
| 年間利用延べ人数 B | 4,033 | 4,342 | 4,519 | 938 | 1,101 | 1,158 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 61.1 | 62.0 | 63.6 | 49.3 | 45.8 | 44.5 |

■今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。

地域の主治医とケアマネジャーが連携してサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■介護予防訪問看護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期 (計画値) | | |
|------------------|-----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 23 | 25 | 26 |
| 年間利用延べ人数 B | 1,072 | 1,116 | 1,154 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 46.6 | 44.6 | 44.4 |

(エ) 介護予防訪問リハビリテーション

■現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用量は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防訪問リハビリテーションの実績 (単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 14 | 14 | 15 | 10 | 16 | 18 |
| 年間利用延べ人数 B | 830 | 913 | 963 | 507 | 956 | 1,002 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 59.3 | 65.2 | 64.2 | 50.7 | 59.8 | 55.7 |

■今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。

地域の主治医とケアマネジャーが連携してサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努

めます。

■介護予防訪問リハビリテーションの見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 17 | 18 | 19 |
| 年間利用延べ人数 B | 941 | 1,020 | 1,097 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 55.4 | 56.7 | 57.7 |

(オ) 介護予防通所介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防通所介護の実績

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 653 | 683 | 704 | 317 | 412 | 393 |

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防通所介護の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 392 | 407 | 419 |

(カ) 介護予防通所リハビリテーション

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防通所リハビリテーションの実績

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 161 | 168 | 171 | 78 | 127 | 120 |

今後の方策

今後、後期高齢者数の増加とともに、要支援認定者の需要が高まると考えられますので、必要

な利用量の確保に努めます。

■介護予防通所リハビリテーションの見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 118 | 124 | 129 |

(キ) 介護予防福祉用具貸与

現状と評価

福祉用具貸与では、平成18年4月から、軽度者(要支援1, 2及び要介護1)について、一定の状態にある人を除いて、特殊寝台等の種目は、保険給付対象外とされています。

平成19年4月には例外要件が見直しされ、利用者の状況に応じた必要なサービス提供が可能になりました。

■介護予防福祉用具貸与の実績

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 3,143 | 3,290 | 3,333 | 56 | 41 | 51 |

今後の方策

要支援者であっても、病気等の症状により、特殊寝台等を貸与できる場合があるので、必要なサービス提供が行われるよう、例外要件等制度内容についてケアマネジャーに周知を図ります。

■介護予防福祉用具貸与の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 49 | 51 | 52 |

(ク) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用量は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 402 | 420 | 424 | 48 | 116 | 132 |
| 年間利用延べ人数 B | 3,606 | 3,848 | 3,978 | 269 | 752 | 759 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 9.0 | 9.2 | 9.4 | 5.6 | 6.5 | 5.8 |

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の見込み（単位：人、日）

| | 第4期（計画値） | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 144 | 156 | 168 |
| 年間利用延べ人数 B | 716 | 792 | 869 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 5.0 | 5.1 | 5.2 |

(ケ) 介護予防特定施設入所者生活介護

現状と評価

第4期の実績は、市外の介護予防特定施設においてサービスを利用したものです。

■ 介護予防特定施設入所者生活介護の実績（単位：人、日）

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績（20年度は見込値） | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 年間利用延べ人数 B | 0 | 0 | 0 | 332 | 403 | 840 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 0 | 0 | 0 | 332.0 | 201.5 | 280.0 |

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防特定施設入所者生活介護の見込み（単位：人、日）

| | 第4期（計画値） | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 3 | 3 | 3 |
| 年間利用延べ人数 B | 1,095 | 1,095 | 1,095 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 365.0 | 365.0 | 365.0 |

(コ) 介護予防居宅療養管理指導

現状と評価

第3期では利用量は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防居宅療養管理指導の実績 (単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 27 | 29 | 28 | 24 | 33 | 39 |

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防居宅療養管理指導の見込み (単位：人)

| | 第4期 (計画値) | | |
|---------|-----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 39 | 39 | 39 |

(サ) 特定介護予防福祉用具販売

現状と評価

第3期では利用実人数は計画値を下回っている状況ですが、給付費は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■ 特定介護予防福祉用具販売の実績 (単位：人、万円)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 93 | 102 | 111 | 52 | 93 | 77 |
| 給付費 | 168 | 186 | 204 | 113 | 207 | 371 |

今後の方策

利用者のニーズに見合う、適正な福祉用具の購入となるよう周知に努めます。

■特定介護予防福祉用具販売の見込み (単位：人、万円)

| | 第4期 (計画値) | | |
|---------|-----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 81 | 85 | 89 |
| 給付費 | 390 | 409 | 430 |

(シ) 介護予防住宅改修

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■住宅改修の実績

(単位：人、万円)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|-----------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 172 | 187 | 202 | 54 | 63 | 68 |
| 給付費 B | 1,962 | 2,142 | 2,322 | 576 | 677 | 841 |

今後の方策

要介護（要支援）者の自立支援と在宅福祉の増進のための周知に努めます。

■住宅改修の見込み

(単位：人、万円)

| | 第4期 (計画値) | | |
|---------|-----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 74 | 79 | 84 |
| 給付費 | 1,006 | 1,170 | 1,334 |

(ス) 介護予防支援 (介護予防サービス計画)

現状と評価

第3期では、要支援者数が計画値を大きく下回ったため、ケアプラン作成件数も少ない状況ですが、堅調な増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

■介護予防支援の実績

(単位：件)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績 (20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用件数 | 15,228 | 15,888 | 16,080 | 5,966 | 9,893 | 9,595 |
| 月当たり作成件数 | 1,269 | 1,324 | 1,340 | 497 | 824 | 800 |

今後の方策

利用者がサービス内容に満足し、要介護度の改善につながるケアプランが作成されるように、ケアマネジャー対象の研修会の開催や個別ケアプラン指導・点検等を実施します。

■介護予防支援の見込

(単位：件)

| | 第4期 (計画値) | | |
|----------|-----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用件数 | 9,569 | 9,925 | 10,227 |
| 月当たり作成件数 | 797 | 827 | 852 |

エ 地域密着型介護予防サービス見込み

(ア) 介護予防認知症対応型通所介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、認知症高齢者は増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防認知症対応型通所介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 0 | 0 | 9 | 0 | 1 | 1 |
| 年間利用延べ人数 B | 0 | 0 | 345 | 0 | 39 | 52 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 0 | 0 | 38.3 | 0 | 39.0 | 52.0 |

今後の方策

認知症高齢者の方が利用できるように、サービス提供事業者の確保を図り、地域に密着したサービス提供に努めます。

■介護予防認知症対応型通所介護の見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 3 | 3 | 4 |
| 年間利用延べ人数 B | 109 | 158 | 210 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 36.3 | 52.7 | 52.5 |

(イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護

現状と評価

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するものです。平成19年度からサービス提供できる態勢をとっていましたが、平成19年度には利用者がなく、平成20年度からのサービス提供となっています。

■介護予防小規模多機能型居宅介護の実績

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 15 |

今後の方策

平成18年度に創設された新しいサービスなので、「出前講座」等において周知を図るとともに、ケアマネジャー等を通じ、このサービスが必要な潜在需要の掘り起こしに努めます。

第3期には1サービス提供事業者によるサービス提供でしたが、第4期にはさらに2事業者の確保を図り、地域に密着したサービス提供に努めます。

■介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み（単位：人、日）

| | 第4期（計画値） | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 16 | 17 | 18 |

(ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

現状と評価

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の認知症の方を対象としたサービスですが、第3期には利用がありませんでした。要支援1の方は利用できない規定となっています。

■介護予防認知症対応型共同生活介護の実績（単位：人）

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績（20年度は見込値） | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 9 | 10 | 11 | 0 | 0 | 0 |

今後の方策

入所者の介護度が重度化とならないように供給の確保に努めます。

■介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み（単位：人）

| | 第4期（計画値） | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 2 | 2 | 2 |

(5) 介護サービス事業の推進

ア 介護サービス実績及び見込み

(ア) 訪問介護

現状と評価

訪問介護の実利用人数は平成18年度に急増したのち、維持、微増傾向を継続しています。一人当たりの年間利用日数の増加もあり、サービス量は増加していくと推計されます。

■訪問介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 1,660 | 1,694 | 1,723 | 2,322 | 2,338 | 2,347 |
| 年間利用延べ人数 B | 211,947 | 222,265 | 226,047 | 311,544 | 326,736 | 364,359 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 127.7 | 131.2 | 131.2 | 134.2 | 139.8 | 155.2 |

今後の方策

要介護度が悪化しないように本人の意欲を引き出し、自立支援に資する適正なサービス提供が行われるように、地域ケア会議等の機会を利用しながら、事業者への指導に努めます。

また、訪問介護を含む全ての在宅系サービスにおける平成23年度の利用者数については、計画上、当該年度に施設の定床数が増大するため、要介護者が入所することによる減少傾向を加味した推計となっています。

■訪問介護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 2,318 | 2,384 | 2,355 |
| 年間利用延べ人数 B | 357,455 | 366,914 | 358,279 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 154.2 | 153.9 | 152.1 |

(イ) 訪問入浴介護

現状と評価

訪問入浴介護は実利用人数、利用延べ人数とも堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■訪問入浴介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 148 | 146 | 144 | 161 | 177 | 181 |
| 年間利用延べ人数 B | 7,372 | 7,453 | 7,523 | 8,300 | 9,425 | 9,848 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 49.8 | 51.0 | 52.2 | 51.6 | 53.2 | 54.4 |

今後の方策

サービスの性質上、要介護者の増加がこのサービスの利用増とはならないことから、ケアマネジャーを通じ、介護度の重い対象者で、このサービスが必要な潜在需要の掘り起こしに努めます。

第3章 施策・事業の推進

平成23年度の利用者数については、当該年度に計画される施設の定床数増大が、本サービスの対象となる重度の在宅要介護者数の減少に大きく影響することが反映されています。

■訪問入浴介護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 185 | 183 | 158 |
| 年間利用延べ人数 B | 10,104 | 9,979 | 8,589 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 54.6 | 54.5 | 54.4 |

(ウ) 訪問看護

現状と評価

訪問看護は第3期では、実利用人数、利用延べ人数とも計画値を上回り、年々増加の傾向にあります。医療の見地からの判断に基づく医師の指示が必要なため、利用量の見込み、見極めが非常に難しくなっています。

■訪問看護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 534 | 538 | 543 | 723 | 738 | 782 |
| 年間利用延べ人数 B | 32,440 | 33,252 | 34,219 | 46,224 | 45,069 | 50,580 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 60.7 | 61.8 | 63.0 | 63.9 | 61.1 | 64.7 |

今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。かかりつけ医とケアマネジャーの連携により円滑なサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■訪問看護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 770 | 784 | 744 |
| 年間利用延べ人数 B | 50,471 | 51,547 | 48,648 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 65.5 | 65.7 | 65.4 |

(エ) 訪問リハビリテーション

現状と評価

訪問リハビリテーションは第3期では、実利用人数、利用延べ人数とも計画値を大きく上回り、

年々増加の傾向にあります。

訪問看護と同様に医療的見地からの判断に基づく医師の指示が必要なため、利用量の見込み、見極めが非常に難しくなっています。

■訪問リハビリテーションの実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 89 | 90 | 89 | 201 | 331 | 335 |
| 年間利用延べ人数 B | 5,350 | 5,635 | 5,877 | 12,290 | 20,757 | 21,078 |
| 一人当たりの 年間利用日数 B/A | 60.1 | 62.6 | 66.0 | 61.1 | 62.7 | 62.9 |

今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。要介護者の機能の維持・増進を図るため、地域の主治医とケアマネジャーが連携して、サービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■訪問リハビリテーションの見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 335 | 346 | 335 |
| 年間利用延べ人数 B | 21,117 | 21,821 | 21,022 |
| 一人当たりの 年間利用日数 B/A | 63.0 | 63.1 | 62.8 |

(才) 居宅療養管理指導

現状と評価

居宅療養管理指導は年々増加しており、今後も需要が増えていくものと考えられます。

■居宅療養管理指導の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|-----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 275 | 277 | 276 | 381 | 483 | 571 |

今後の方策

要介護者が自宅で安心して生活を送れるように、地域の主治医とケアマネジャーが連携してサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■居宅療養管理指導の見込み

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 693 | 842 | 990 |

(カ) 通所介護

現状と評価

通所介護は、制度改正により要支援者を対象とする給付が介護予防へ移行したことにより、利用者は横ばいの状態ですが、一人当たりの年間利用日数は増加の傾向にあります。高齢化の進行による認定者数の増加が見込まれるため、今後も需要が増えていくものと考えられます。

■通所介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 1,684 | 1,715 | 1,743 | 2,229 | 2,374 | 2,435 |
| 年間利用延べ人数 B | 135,473 | 139,930 | 146,150 | 193,349 | 214,790 | 237,122 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 80.4 | 81.6 | 83.8 | 86.7 | 90.5 | 97.4 |

今後の方策

今後もサービス利用は増えることが見込まれるため、提供量の確保に努めます。

■通所介護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 2,391 | 2,472 | 2,462 |
| 年間利用延べ人数 B | 233,384 | 243,372 | 243,600 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 97.6 | 98.5 | 98.9 |

(キ) 通所リハビリテーション

現状と評価

通所リハビリテーションは、堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■通所リハビリテーションの実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 759 | 766 | 769 | 890 | 981 | 1,014 |
| 年間利用延べ人数 B | 60,886 | 62,911 | 64,842 | 69,629 | 78,053 | 84,580 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 80.2 | 82.1 | 84.3 | 78.2 | 79.6 | 83.4 |

今後の方策

今後、後期高齢者数の増加とともに、要介護認定者の需要が高まると考えられることから、必

要な利用量の確保に努めます。

■通所リハビリテーションの見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 990 | 1,026 | 1,021 |
| 年間利用延べ人数 B | 83,394 | 87,648 | 88,573 |
| 一人当たりの 年間利用日数 B/A | 84.2 | 85.4 | 86.8 |

(ク) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護

現状と評価

平成18年度に介護老人福祉施設が市内に2か所開設され短期入所用のベッド数が増床となったため、利用実人数、利用延べ人数ともに増加しています。

■短期入所生活介護及び短期入所療養介護の実績 (単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 446 | 446 | 443 | 559 | 592 | 658 |
| 年間利用延べ人数 B | 48,503 | 49,249 | 50,176 | 64,117 | 79,650 | 81,987 |
| 一人当たりの 年間利用日数 B/A | 108.8 | 110.4 | 113.3 | 114.7 | 134.5 | 124.6 |

今後の方策

介護老人福祉施設や介護老人保健施設の整備計画との整合性を図りながら、サービス量の確保に努めます。

■短期入所生活介護及び短期入所療養介護の見込み(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成21年度 | 平成21年度 |
| 年間利用実人数 A | 637 | 657 | 633 |
| 年間利用延べ人数 B | 79,166 | 81,464 | 77,656 |
| 一人当たりの 年間利用日数 B/A | 124.3 | 124.0 | 122.7 |

(ケ) 特定施設入所者生活介護

現状と評価

有料老人ホームやケアハウスなどで、一定の計画に基づいて提供される日常生活の世話や介護等の居宅サービスで、介護専用型特定施設や混合型特定施設が平成20年に新たに整備されています。また、平成18年4月の制度改正により養護老人ホームも特定施設となっています。

■特定施設入所者生活介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 3 | 63 | 63 | 58 | 55 | 110 |
| 年間利用延べ人数 B | 850 | 18,049 | 18,154 | 7,926 | 14,320 | 37,170 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 283.3 | 286.5 | 288.2 | 360.2 | 349.3 | 354.0 |

今後の方策

有料老人ホームやケアハウスへ既に入所している方に対しての、日常生活の世話や介護等の居宅サービスが増えていることから、混合型特定施設としてのサービス量の増加が見込まれます。なお、混合型特定施設は参酌標準の対象外となっています。

■特定施設入所者生活介護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 425 | 433 | 438 |
| 年間利用延べ人数 B | 155,125 | 158,045 | 159,870 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 365.0 | 365.0 | 365.0 |

(コ) 福祉用具貸与

現状と評価

福祉用具貸与では、平成18年4月から、軽度者(要支援1,2及び要介護1)について、一定の状態にある人を除いて、特殊寝台等の種目は、保険給付対象外とされたため、増加幅が小さくなっています。なお、平成19年4月には例外要件が見直しされ、利用者の状況に応じた必要なサービス提供が可能になりました。

■福祉用具貸与の実績

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 1,509 | 1,523 | 1,531 | 1,850 | 1,823 | 2,034 |

今後の方策

福祉用具貸与のサービスについては、要介護度が悪化しないように自立支援に資するサービスとするために、ケアマネジャーに対する研修指導を引き続き実施します。

要介護1であっても、病気等の症状によっては、特殊寝台等を貸与できる場合があるので、必要なサービス提供が行われるよう、例外要件等制度内容について、ケアマネジャーに周知を図ります。

■福祉用具貸与の見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 1,968 | 2,019 | 1,939 |

(サ) 居宅介護支援

■現状と評価

高齢化の進行と要介護認定者の増加により、毎年給付が伸びています。高齢化による認定者数の増加が見込まれるため、利用も増えていくと考えられます。

■居宅介護支援の実績 (単位：件)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|----------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用延べ人数 | 43,828 | 44,528 | 45,228 | 55,816 | 57,368 | 60,332 |
| 月当たり作成件数 | 3,652 | 3,711 | 3,769 | 4,651 | 4,781 | 5,028 |

■今後の方策

利用者がサービス内容に満足し、要介護度の改善につながるケアプランが作成されるように、ケアマネジャー対象の研修会の開催や個別ケアプラン指導・点検等を実施します。

■居宅介護支援の見込み (単位：件)

| | 第4期(計画値) | | |
|----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 59,242 | 61,029 | 60,359 |
| 月当たり作成件数 | 4,937 | 5,086 | 5,030 |

(シ) 特定福祉用具販売

■現状と評価

高齢化の進行と要介護認定者の増加により、毎年給付が伸びています。高齢化による認定者数の増加に伴い、今後も給付は伸びていくものと見込まれます。

■特定福祉用具販売の実績 (単位：件、万円)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|--------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用件数 | 874 | 955 | 1,045 | 878 | 899 | 996 |
| 給付費 | 2,082 | 2,285 | 2,510 | 2,166 | 2,178 | 2,296 |

今後の方策

要介護者が、身体状況や環境に適した特定福祉用具を選定、購入することにより、居宅で自立した日常生活を送ることができるようになるとともに、介護者の負担軽減も図られるように支援します。

■特定福祉用具販売の見込み (単位：件、万円)

| | 第4期(計画値) | | |
|--------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用件数 | 1,070 | 1,150 | 1,196 |
| 給付費 | 2,376 | 2,459 | 2,431 |

(ス)住宅改修

現状と評価

住宅改修費の支給申請は、保険給付の適正化を図るため、平成18年度から事前申請と事後申請の2段階で行うこととされ、要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要な改修が行われるよう徹底されています。

高齢化の進行と要介護認定者の増加により、毎年給付が伸びています。高齢化による認定者数の増加が見込まれるため、利用も増えていくと考えられます。

■住宅改修の実績 (単位：件、万円)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|--------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用件数 | 398 | 428 | 468 | 504 | 514 | 526 |
| 給付費 | 4,482 | 4,842 | 5,322 | 5,258 | 4,704 | 5,630 |

今後の方策

要介護者の身体状況に適し、介護者の負担軽減が図られるように支援します。

■住宅改修の見込み (単位：件、万円)

| | 第4期(計画値) | | |
|--------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用件数 | 538 | 550 | 563 |
| 給付費 | 6,058 | 6,518 | 7,013 |

イ 地域密着型サービス見込み

(ア) 夜間対応型訪問介護

現状と評価

夜間における定期的な巡回訪問等のサービス需要がなかったため、平成18年度に1事業所開設していましたが、平成19年度に事業廃止しています。早朝や深夜のサービスについては、24時間対応の訪問介護事業所に対応している状況です。

今後の方策

要介護者の転倒等の緊急時、体調の不安・不眠等の精神的な不安に対する支援や夜間の排泄介助など、ニーズが多様化しています。夜間における定期的な巡回訪問や利用者の求めに応じて、随時対応する訪問介護サービスの需要について把握するよう努めます。

(イ) 認知症対応型通所介護

現状と評価

平成18年度、平成19年度の利用者数は横ばいの状態でしたが、平成20年度に市内に1事業所開設したことにより、利用量の増加が見込まれます。

■認知症対応型通所介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 0 | 0 | 15 | 117 | 116 | 129 |
| 年間利用延べ人数 B | 0 | 0 | 912 | 15,298 | 15,961 | 16,651 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 0 | 0 | 60.8 | 130.8 | 137.6 | 129.1 |

今後の方策

高齢化が進み、認知症高齢者の方も増加することが見込まれことから、必要とする要介護者に対して、サービス提供できるように供給を確保していきます。

■認知症対応型通所介護の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 125 | 130 | 137 |
| 年間利用延べ人数 B | 16,212 | 16,790 | 19,933 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 129.7 | 129.2 | 145.5 |

(ウ) 小規模多機能型居宅介護

現状と評価

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するもので、平成19年度から1事業所においてサービス提供が行われています。

■ 小規模多機能型居宅介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 0 | 30 | 34 | 0 | 5 | 12 |

今後の方策

平成18年度に創設された新しいサービスなので、「出前講座」等において周知を図るとともに、ケアマネジャーを通じ、このサービスが必要な潜在需要の掘り起こしに努めます。

また、必要とする要介護者に対して、サービス提供できるように供給を確保に努めます。

■ 小規模多機能型居宅介護の見込み (単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 12 | 48 | 48 |

(工) 認知症対応型共同生活介護

現状と評価

本サービスは、施設サービスと同様に家族介護の負担が軽減されることもあって利用希望者が多く、計画値を上回った給付となっています。

■ 認知症対応型共同生活介護の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 179 | 182 | 185 | 161 | 179 | 169 |

今後の方策

今後も需要は伸ると考えられることから、供給の確保に努めます。

■認知症対応型共同生活介護の見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|-----------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 169 | 196 | 277 |

(才) 地域密着型特定施設入居者生活介護

現状と評価

有料老人ホームやケアハウスなどの、介護専用型特定施設や混合型特定施設において、サービス提供を実施している状況です。

今後の方策

有料老人ホームやケアハウスなどの、介護専用型特定施設や混合型特定施設のサービス需要について利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現状と評価

平成20年10月から1施設(25人定員)においてサービス提供が行われています。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績 (単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 年間利用延べ人数 B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,775 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 151 |

今後の方策

住み慣れた地域から離れずに生活を営んでいくことを望む要介護者に対して、サービス提供ができるように供給の確保に努めます。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 25 | 25 | 58 |
| 年間利用延べ人数 B | 9,125 | 9,125 | 21,170 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 365 | 365 | 365 |

ウ 施設サービス実績及び見込み

(ア) 介護老人福祉施設

現状と評価

平成20年度に1施設、90床が新設となっており、市内の介護老人福祉施設のベッド数は13施設、894床となっており、他市町村の施設にも入所している状況です。

入所希望者数は平成20年3月末現在で1,205人となっており、入所待機者が増加傾向にあることから、今後は地域密着型サービス施設の整備促進も必要となってきます。

■介護老人福祉施設の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 834 | 902 | 988 | 731 | 784 | 848 |
| 年間利用延べ人数 B | 273,453 | 295,766 | 323,965 | 262,137 | 281,613 | 309,520 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 333.1 | 341.7 | 341.3 | 358.6 | 359.2 | 365.0 |

今後の方策

在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の方策を考慮しながら、入所待機者の早期解消など、施設整備の促進を図りながら、地域密着型サービス施設の早期整備にも努めていきます。

■介護老人福祉施設の見込み

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 988 | 988 | 1,108 |
| 年間利用延べ人数 B | 331,420 | 331,420 | 404,420 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 365.0 | 365.0 | 365.0 |

(イ) 介護老人保健施設

現状と評価

平成17年度に1施設、100床が新設となっており、市内の介護老人福祉施設のベッド数は7施設、631床となっており、他市町村の施設にも入所している状況です。

入所希望者数は平成20年3月末現在で193人となっており、入所待機者が依然としてあることから、今後は療養病床からの転換整備と併せ、地域密着型サービス施設の整備促進も必要となってきます。

■介護老人保健施設の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 754 | 741 | 739 | 761 | 746 | 752 |
| 年間利用延べ人数 B | 237,011 | 232,896 | 232,268 | 274,801 | 263,203 | 274,480 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 314.3 | 314.3 | 314.3 | 361.1 | 352.8 | 365.0 |

今後の方策

在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の方策を考慮しながら、入所待機者が、地域密着型サービスなどの居宅介護サービスの提供が受けられるように努めます。

■介護老人保健施設の見込

(単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 752 | 800 | 800 |
| 年間利用延べ人数 B | 274,480 | 292,000 | 292,000 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 365.0 | 365.0 | 365.0 |

(ウ) 介護療養型医療施設

現状と評価

市内のベッド数は10施設、334床となっているが、医療制度改革との関係から平成23年度末までに廃止されることから、円滑な転換に努めます。

■介護療養型医療施設の実績

(単位：人、日)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------------|---------|---------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 A | 368 | 368 | 367 | 355 | 302 | 302 |
| 年間利用延べ人数 B | 125,530 | 125,684 | 124,736 | 121,624 | 108,418 | 110,230 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 341.1 | 341.5 | 339.9 | 342.6 | 359.0 | 365.0 |

今後の方策

a 入院患者の状態に応じたサービス提供体制の整備として

高齢者等の状態に応じて、医療療養病床による医療サービスの提供や、介護保険施設等による介護サービス等を提供していくなど、その状態に応じたサービスを提供していく体制を県と調整を図り整えます。

b 介護療養病床の転換の支援として

医療機関の意向に配慮しながら、老人保健施設等の施設・居宅介護サービス等への転換を中心に、情報提供や転換のための財政的支援措置を講じます。

c 入院患者への支援として

介護療養病床に入院している患者の行き場がなくなることはないよう、医療機関の意向を踏まえながら、受け皿となる施設の整備を促進し、患者や家族への相談・支援体制を整備します。

■介護療養型医療施設の見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|------------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 A | 319 | 271 | 271 |
| 年間利用延べ人数 B | 116,435 | 98,915 | 98,915 |
| 一人当たりの年間利用日数 B/A | 365.0 | 365.0 | 365.0 |

(工) 特定入所者介護サービス費

現状と評価

平成17年10月から制度改正により、居住費及び食費は利用者負担となりましたが、低所得者の負担を軽減するための制度として、利用者負担金額に限度額を設け、負担限度額を超えた分について補足給付しています。

■ 特定入所者介護サービス費の実績 (単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年度は見込値) | | |
|---------|-------------|--------|--------|-----------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成18年度 | 平成20年度 |
| 年間利用実人数 | 860 | 880 | 930 | 1,193 | 1,239 | 1,339 |

今後の方策

給付対象となる施設の整備を行うことから、対象者は増えると見込まれます。給付を受けるためには申請が必要なことから、関係施設及び居宅介護支援事業所等と連携を取り、制度の周知に努めます。

■ 特定入所者介護サービス費の見込み (単位：人、日)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 年間利用実人数 | 1,369 | 1,437 | 1,622 |

エ 介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備目標

(ア) 介護老人福祉施設等

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度見込 | 平成 23 年度目標 |
|-------------------------|-----|------------|------------|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 施設数 | 14 施設 | 15 施設 |
| | 定員 | 954 人 | 1,074 人 |
| 介護老人保健施設 (老人保健施設) | 施設数 | 7 施設 | 7 施設 |
| | 定員 | 631 人 | 631 人 |
| 介護療養型医療施設 (療養型病床群) | 施設数 | 10 施設 | 0 施設 |
| | 定員 | 334 人 | 0 人 |
| 養護老人ホーム (1施設の建て替え) | 施設数 | 2 施設 | 2 施設 |
| | 定員 | 100 人 | 100 人 |

(イ) 地域密着型サービス施設

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度見込 | 平成 23 年度目標 |
|---------------------------------------|-----|------------|------------|
| 介護老人福祉施設入所者生活介護施設 (29人以下特別養護老人ホーム) | 施設数 | 1 施設 | 2 施設 |
| | 定員 | 25 人 | 58 人 |
| 認知症対応型共同生活介護施設 | 施設数 | 12 施設 | 18 施設 |
| | 定員 | 149 人 | 257 人 |
| 認知症対応型通所介護施設 | 施設数 | 7 | 8 施設 |
| 小規模多機能型居宅介護施設 | 施設数 | 1 | 3 施設 |

(ウ) 混合型特定施設入所者等生活介護施設

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度見込 | 平成 23 年度目標 |
|----------------------|-----|------------|------------|
| 軽費老人ホーム等の既存施設等の一部を対象 | 施設数 | 1 施設 | 6 施設 |
| | 定員 | 20 人 | 130 人 |

(エ) 療養病床再編成施設

| 施設名 | 項目 | 平成 20 年度見込 | 平成 23 年度目標 |
|-----------------------|-----|------------|------------|
| 医療療養病床から老人保健施設等への転換施設 | 施設数 | — 施設 | 6 施設 |
| | 定員 | — 人 | 354 人 |
| 介護療養病床から老人保健施設等への転換施設 | 施設数 | — 施設 | 8 施設 |
| | 定員 | — 人 | 318 人 |

(6) 支え合い活動の促進

これからの高齢社会を支えていくためには、公的なサービスや民間のサービスの提供とともに、身近な地域において、高齢者を支える地域福祉の推進が重要になってきます。

地域福祉は、近隣での住民同士の「助け合い、支え合い」が不可欠です。地域での支え合いや地域福祉の活動を推進するためには、地域住民が主体となって取り組むことが必要であり、各地域の民生委員・児童委員をはじめ、地区福祉推進会などの住民団体の活躍が期待されます。

また、ボランティア、NPOなどの団体が地域住民と協働して地域福祉に取り組むことにより、地域住民の負担を軽減し、より一層の活動の充実や活性化が期待されます。ボランティア団体の支援や育成はもとより、地域ニーズとボランティア団体等を結びつけるため、各種団体への情報提供などのネットワークづくりに取り組んでいきます。

ア 災害時要援護者対策の推進

現状と評価

災害時要援護者（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるために支援を要する人々をいいます。）の対策については、これまでも市の地域防災計画や地域住民の協力のもとに進めてきたところですが、近年の地震や豪雨等における災害時要援護者の被災状況と、今後、災害時要援護者の増加が予想されることを踏まえると、災害時要援護者の避難支援計画づくりが急務となっています。

今後の方策

新たに、災害時要援護者の避難支援計画を作成するとともに、要援護者の住所、氏名などの個人情報をもとにした避難支援活動を地域で積極的に行うことのできる仕組みづくりに取り組みます。

また、介護のノウハウを持つ、社会福祉施設や介護サービス事業者と連携した避難支援体制の構築を進めます。

イ 一人暮らし高齢者等対策推進事業

(ア) シルバーメイト事業

現状と評価

地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等が、安心して生活できるよう、地域の方々が訪問するなどして、安否確認や緊急通報などを行っています。この活動は、隣近所のつながりが希薄になっている中で、従来、地域に根付いていた相互の見守りを再び活性化させ、地域全体で高齢者を支え合う暮らしの実現を目指しています。

見守りを行うメイトは、地域住民でチームを組織し、適宜交代で見守りが必要な高齢者の住ま

いを訪問したり、声かけを行う等の方法で行っています。

市内 32 地区の福祉推進会で、急病人の緊急通報などによる救助や声かけによる高齢者の不安や孤独感の解消等の成果をあげています。

ただし、引きこもりや、人を寄せ付けない等で、見守られることを拒んだり、見守りを行うメイトが高齢化している現状もあり、見守り体制の構築の難しさも指摘されています。

(メイト：見守る人、シルバー：見守られる人)

■シルバーメイト事業の実施状況

(単位：人)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年以降は見込値) | | |
|---------------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| メイト数(見守る人) | 858 | 875 | 893 | 876 | 1,001 | 953 |
| シルバー数(見守られる人) | 245 | 250 | 255 | 312 | 490 | 560 |

今後の方策

一人暮らし高齢者対策のひとつとして、対象者の安否確認や状況(認知症など)把握などを通じた、人と人との支え合いによる地域での見守り体制の構築を目指していくため、今後もシルバーとメイトとの人数を増加させていくよう盛岡市社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。

また、認知症の高齢者やその家族を支援する「認知症支援ネットワーク事業」の推進と並行して地域包括支援センターや地区福祉推進会などの関係団体と連携しながら、支え合いによるまちづくりに向けた地域住民の意識を醸成するため、事業内容を説明したカードを作成して配布したり、さまざまな機会をとらえて、事業の周知を図っていきます。

■シルバーメイト事業の実施目標

(単位：人)

| | 第4期(計画値) | | |
|---------------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| メイト数(見守る人) | 1,200 | 1,300 | 1,400 |
| シルバー数(見守られる人) | 600 | 650 | 700 |

※見込み値の求め方：微増が見込まれる。シルバー1人につき、メイト2人(20年度実績)で算定。

(イ) 介護教室・医療保健講座事業

現状と評価

この事業は、高齢者の健康を保持するため、自らの健康管理及び在宅介護に関する技術の習得を図ることを目的として、地区福祉推進会単位で実施しています。

「介護教室」は、在宅介護を希望する高齢者が多いことから、家族が介護することを想定し、在宅介護の知識習得の機会として設けています。「医療・保健講座」は、内科、外科、歯科、眼科など広い医療知識や、介護予防のための口腔機能向上や栄養改善、認知症予防などの情報を習得し、自らの健康管理を促す機会として設けています。

■介護教室・医療保健講座の開催状況

(単位：人、回)

| | 第3期に予定した計画値 | | | 第3期実績(20年以降は見込値) | | |
|------|-------------|--------|--------|------------------|--------|--------|
| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 参加者数 | 2,600 | 2,700 | 2,800 | 3,003 | 3,144 | 3,300 |
| 開催回数 | 52 | 54 | 56 | 60 | 58 | 60 |

今後の方策

認知症高齢者の増加が見込まれることから、市が行っている「認知症支援ネットワーク事業」とさらに連携しながら、講座内容を充実し、認知症に対する理解の促進や本人・家族への支援を図っていきます。

■介護教室・医療保健講座の開催目標

(単位：人、回)

| | 第4期(計画値) | | |
|------|----------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 参加者数 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| 開催回数 | 60 | 60 | 60 |

(ウ) ふれあいシルバーサロン事業

現状と評価

この事業は、高齢者が地域住民とのふれあい活動を通じて、健康保持や生きがいを高めることを目的として、盛岡市社会福祉協議会が実施しており、市ではこの事業に補助するなどの支援を行っています。

事業の実施主体は各地区福祉推進会で、内容は、一人暮らし高齢者を対象にした給食会や座談会を行う「高齢者ふれあい事業」、地域ボランティアの組織化や高齢者の日常生活の支援を行う「ボランティア活動事業」、伝承遊びやスポーツ交流会を行う「世代間交流事業」などがあります。

これらの事業は、高齢者の暮らしを地域全体で支えていくという意識の醸成を図ることに効果を上げており、世代間交流や地域住民とふれあう貴重な機会として、各地区福祉推進会では毎年定例的に実施しています。

今後の方策

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を、ふれあい活動やボランティア活動を通じて地域住民で支え合う取り組みについては、今後もそれらの世帯が増加することが見込まれることから、引き続き支援していきます。

また、サロン事業は、高齢者の不安や孤独の解消、地域の見守り活動などに効果を上げていることから、地域でのサロン活動への取り組みを、関係団体等と連携してさらに推進していきます。

(エ) 友愛訪問推進事業

盛岡市社会福祉協議会では、民生委員・児童委員が、婦人会、青年会、子ども会等の協力を得て、一人暮らし高齢者、在宅要介護高齢者や心身障がい児(者)の家庭を訪問し、孤独感を癒し、精神的援助に努め、その他緊急時の関係機関への通報等援助を行う、友愛訪問を実施しています。この活動は、高齢者の引きこもりに対応できるものであり、市は今後も、この活動を支援していきます。

ウ 認知症高齢者サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すため、地域で認知症の方とその家族を支える仕組みづくりとして、厚生労働省が全国に展開している「認知症サポーター100万人キャラバン」の一環である「認知症サポーター養成講座」の開催を関係機関と連携し、積極的に実施していきます。

また、サポーターが地域や関係団体と連携し、認知症高齢者を支援できる体制づくりに取り組んでいきます。

エ 地域福祉ボランティア

福祉ボランティア活動は、盛岡市社会福祉協議会が行う「福祉ボランティアのまちづくり」事業が主体となっており、ボランティア団体連絡協議会には、平成20年9月末現在、111団体(会員数10,664人)が登録し、その構成は、高齢者をはじめ、高校生から各年代にわたっています。

市では、各種ボランティア団体、町内会、老人クラブ、その他の地域団体による、地域福祉ボランティア活動の支援を行っています。

また、中学校区の範囲で地域福祉を推進する「地区福祉推進会」は、それぞれの地域の特性を生かした、きめ細かな活動を行っています。中でも、民生委員・児童委員は、地区福祉推進会の福祉事業を実施する際の実践的なメンバーであり、社会福祉の増進を任務とし、市内各地で活動を展開しております。市では、その活動に助成しており、今後も地区の特色を生かしたそれぞれの福祉活動の支援を行っています。

〔主な地域福祉ボランティア活動〕

老人ホーム訪問、おむつ洗濯、外出や入浴の介助、世代間交流、一人暮らし高齢者への訪問・手伝い、老人クラブ会員による清掃奉仕活動、茶道協会茶会への高齢者の招待、一人暮らし高齢者との小旅行、高校生の市老人スポーツ祭典協力、給食サービス、シルバーメイト等

第4章 介護保険サービスの事業費及び 介護保険料

介護保険料は、第4期介護保険事業計画期間の3年間（平成21年度～23年度）の介護保険サービス量の見込み等から目標量を定め、事業費用を算定し、また、地域支援事業費の推計を行い、第1号被保険者の保険料を設定します。

これらの目標量、事業費用及び保険料の算出に当たっては、平成18年度及び19年度の利用実績をベースに国から配布されたワークシートを用いて推計しています。

なお、第4期の保険料額の設定については、これまでの6段階から8段階にするなど、第1号被保険者の所得実態に合わせた段階区分とするほか、平成21年度からの介護報酬改定の影響による保険料増額抑制を目的とした国からの特例交付金等を充当し、適正で均衡のある保険料となるよう配慮します。

① 介護保険料の算出方法

◆ 被保険者数の推計

盛岡市及び旧玉山村の平成18年及び平成19年の65歳以上人口を基準にして、平成12年及び平成17年の国勢調査における人口の推移を基に、コーホート要因法により、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者数を推計します。

◆ 要介護（要支援）認定者数の推計

平成18年及び平成19年の要介護（要支援）認定者数を基に、要介護（要支援）度別に認定者数を推計します。

◆ サービス利用量の推計

介護及び介護予防サービスの利用量については、平成18年及び平成19年の利用実績を基にし、各サービスごとに介護度別の利用率、利用回数、単価等を積み上げて推計しました。

また、施設サービス利用量については、上記の方法に加え施設整備見込みを反映させて推計しています。

◆ サービス事業費の推計

サービス利用量の推計値を基に国から配布されたワークシートを利用して、平成21年度から平成23年度のサービス事業費を推計します。

◆ 地域支援事業費の推計

地域支援事業の費用額は、介護保険事業計画において定める各年度の標準給付費見込額に、各年度の範囲内の割合を乗じた額を上限として、当該事業に必要な額を推計します。

◆ 介護保険料の算定

①被保険者数の推計 ②要介護認定者数の推計 ③サービス事業費の推計 ④地域支援事業費の推計 ⑤財政安定化基金拠出金の算定 ⑥調整交付金見込額の算定⑦世帯の収入・課税

状況等により設定される各負担段階該当者数の推計 ⑧介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付額の算定等を行い、これらから第1号被保険者の負担となるべき標準給付費を算定します。

2 介護保険サービスの事業費用

(1) 介護費用の負担区分

介護サービスの費用は、利用者の自己負担を除いた費用（標準給付費）を公費負担（国・県・市）で半分、40歳以上の加入者が納める保険料で残り半分を負担します。

■標準給付費における負担割合

| | 介護保険費用負担割合 | | | | |
|----------------|------------|-----------|-----------|----------------|---------------|
| | 公費 | | | 保険料 | |
| | 国 負担割合 | 県 負担割合 | 市 負担割合 | 40～64歳 負担割合 | 65歳以上 負担割合 |
| 施設等給付費 (注1) | 20% | 17.5% | 12.5% | 30% | 20% |
| 居宅給付費 (注2) | 25% | 12.5% | 12.5% | 30% | 20% |

(注1) 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

(注2) 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

(2) 地域支援事業費用の負担区分

介護予防事業の費用は、居宅給付費の負担割合と同じになっていますが、包括的支援事業、任意事業は、公費と第1号被保険者で負担します。

ア 地域支援事業費における負担割合

(単位：%)

| | 国 | 県 | 市 | 第1号 被保険者 | 第2号 被保険者 |
|--------------|------|------|------|-------------|-------------|
| 介護予防事業 | 25.0 | 12.5 | 12.5 | 20.0 | 30.0 |
| 包括的支援事業・任意事業 | 40.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | |

※ 現行（平成18年度～平成20年度）の第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、それぞれ19%と31%です。政令の改正により、平成21年度からそれぞれ20%と30%に変更となります。

※ 国の調整交付金は、標準給付費見込額の5%を基準に各市町村の高齢者の所得水準及び後期高齢者数（75歳以上）によって調整されて交付されます。

第1号被保険者の保険料算定に当たっては、第1号被保険者の保険料と調整交付金の合計が標準給付費見込額の25%（20%+5%）に設定することになります。

盛岡市の調整交付金見込額の割合は、5.04%であり、標準の5%より高いため第1号被保険者の保険料の負担割合を19.96%に設定することになります。

(3) 介護サービスの総費用額

介護サービス事業の費用は、サービスの種類ごとの提供量見込みと第3期事業計画の事業実績から利用額を推計し、積算しています。それぞれの費用額は以下のように見込まれます。

○介護サービス事業

| ■ 居宅サービス事業費 (単位：千円) | | | |
|------------------------|------------|------------|------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 訪問介護 | 1,627,056 | 1,661,670 | 1,591,835 |
| 訪問入浴介護 | 122,371 | 120,880 | 103,885 |
| 訪問看護 | 410,363 | 418,565 | 392,834 |
| 訪問リハビリテーション | 103,106 | 106,523 | 102,564 |
| 居宅療養管理指導 | 64,644 | 77,776 | 89,379 |
| 通所介護 | 1,998,684 | 2,082,172 | 2,069,906 |
| 通所リハビリテーション | 798,902 | 837,042 | 837,371 |
| 短期入所生活介護 | 587,440 | 603,450 | 571,784 |
| 短期入所療養介護 | 113,080 | 115,738 | 108,365 |
| 特定施設入居者生活介護 | 895,470 | 902,327 | 909,550 |
| 福祉用具貸与 | 345,544 | 352,436 | 332,153 |
| 特定福祉用具販売 | 27,142 | 28,087 | 27,762 |
| 住宅改修費 | 69,195 | 74,452 | 80,109 |
| 居宅サービス総費用額 | 7,162,997 | 7,381,118 | 7,217,497 |
| ■ 地域密着型サービス事業費 (単位：千円) | | | |
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 1,702 |
| 認知症対応型通所介護 | 167,301 | 173,043 | 204,057 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 31,800 | 127,201 | 127,201 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 533,125 | 618,299 | 872,232 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 89,093 | 89,093 | 206,697 |
| 地域密着型サービス総費用額 | 821,319 | 1,007,636 | 1,411,889 |
| ■ 施設サービス事業費 (単位：千円) | | | |
| 施設の種類の | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 介護老人福祉施設 | 3,186,723 | 3,186,723 | 3,574,089 |
| 介護老人保健施設 | 2,608,748 | 3,244,674 | 3,995,114 |
| 介護療養型医療施設 | 1,463,007 | 1,243,160 | 1,243,160 |
| 施設サービス総費用額 | 7,258,478 | 7,674,557 | 8,812,363 |
| ■ その他の費用 (単位：千円) | | | |
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 居宅介護支援 | 644,017 | 662,550 | 651,433 |
| 特定入所者介護サービス費給付額 | 581,002 | 670,946 | 823,837 |
| 高額費等給付額 | 242,893 | 266,697 | 293,074 |
| 審査支払手数料 | 22,513 | 23,864 | 25,295 |
| その他の費用 合計 | 1,490,425 | 1,624,057 | 1,793,639 |
| ◆ 介護サービス費用額 (単位：千円) | | | |
| 介護サービス 総費用額 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| | 16,733,219 | 17,687,368 | 19,235,388 |

○介護予防サービス事業

| ■ 居宅サービス事業費 | | | (単位：千円) |
|--------------------------------|------------|------------|------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 介護予防訪問介護 | 76,846 | 79,699 | 82,134 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 211 | 211 | 211 |
| 介護予防訪問看護 | 7,932 | 8,264 | 8,555 |
| 介護予防訪問 リハビリテーション | 4,179 | 4,509 | 4,830 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 440 | 440 | 440 |
| 介護予防通所介護 | 181,664 | 188,422 | 194,167 |
| 介護予防通所 リハビリテーション | 64,302 | 67,457 | 70,349 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 3,927 | 4,332 | 4,737 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 1,046 | 1,266 | 1,497 |
| 介護予防特定施設 入居者生活介護 | 1,809 | 1,809 | 1,809 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 3,954 | 4,102 | 4,230 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 4,453 | 4,676 | 4,910 |
| 介護予防住宅改修費 | 11,487 | 13,363 | 15,240 |
| 居宅サービス総費用額 | 362,250 | 378,550 | 393,109 |
| ■ 地域密着型サービス事業費 | | | (単位：千円) |
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 介護予防認知症対応型 通所介護 | 907 | 1,123 | 1,350 |
| 介護予防小規模多機能型 居宅介護 | 1,471 | 1,560 | 1,653 |
| 介護予防認知症対応型 共同生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型サービス総費用額 | 2,378 | 2,683 | 3,003 |
| ■ その他の費用 | | | (単位：千円) |
| 介護予防支援 | 46,046 | 47,759 | 49,210 |
| その他の費用 合計 | 46,046 | 47,759 | 49,210 |
| ◆ 介護予防サービス費用額 | | | (単位：千円) |
| 介護予防サービス 総費用額 | 410,674 | 428,992 | 445,322 |
| ○介護保険事業総費用額 | | | (単位：千円) |
| 総費用額(第四期合計額) (54,940,963千円) | 17,143,893 | 18,116,360 | 19,680,710 |

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 標準給付費見込額

前項で算出された費用のうち、居宅サービス、施設サービスについては、総費用の1割が利用者本人の自己負担分となりますことから、給付費は総費用の9割分となります。

また、その他の費用については、算出された費用がそのまま給付費となります。

この給付費の合計額が「標準給付費見込額」となります。

第4章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

■標準給付費見込額

(単位：千円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 居宅サービス総費用 | 7,525,247 | 7,759,668 | 7,610,606 |
| 居宅介護サービス費用 | 7,162,997 | 7,381,118 | 7,217,497 |
| 居宅介護予防サービス費用 | 362,250 | 378,550 | 393,109 |
| 実効給付率 | 90.00% | | |
| 居宅サービス標準給付見込額 | 6,772,722 | 6,983,702 | 6,849,545 |
| 地域密着型サービス総費用 | 823,697 | 1,010,319 | 1,414,892 |
| 地域密着型介護サービス費用 | 821,319 | 1,007,636 | 1,411,889 |
| 地域密着型介護予防サービス費用 | 2,378 | 2,683 | 3,003 |
| 実効給付率 | 90.00% | | |
| 地域密着型サービス標準給付見込額 | 741,327 | 909,287 | 1,273,403 |
| 施設サービス総費用 | 7,258,478 | 7,674,557 | 8,812,363 |
| 施設介護サービス費用 | 7,258,478 | 7,674,557 | 8,812,363 |
| 実効給付率 | 90.00% | | |
| 施設サービス標準給付見込額 | 6,532,630 | 6,907,101 | 7,931,127 |
| その他の給付見込額 | 1,536,471 | 1,671,816 | 1,842,849 |
| その他のサービス介護給付見込額 | 1,490,425 | 1,624,057 | 1,793,639 |
| その他のサービス介護予防給付見込額 | 46,046 | 47,759 | 49,210 |
| 標準給付費見込額 | 15,583,150 | 16,471,906 | 17,896,924 |
| 介護サービス標準給付費見込額 | 15,208,940 | 16,081,037 | 17,491,213 |
| 介護予防サービス標準給付費見込額 | 374,210 | 390,869 | 405,711 |
| 標準給付費見込額合計 | 49,951,980 | | |

(2) 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、要支援状態にならないように介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、第3期に創設されました。

この地域支援事業費は標準給付費見込額に各年度毎に定められた割合を乗じた額を上限とし、当該事業に必要な額を計画して算出されます。

■地域支援事業費見込額

(単位：千円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------|------------|------------|------------|
| 地域支援事業費見込額 | 338,446 | 346,490 | 355,480 |
| 標準給付費見込額合計 | 15,583,150 | 16,471,906 | 17,896,924 |
| 標準給付費見込額合計に対する割合 | 2.2% | 2.1% | 2.0% |
| 地域支援事業費見込額合計 | 1,040,416 | | |

(3) 第1号被保険者保険料の算出

第1号被保険者の保険料については、次の手順で算出します。

- ① 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額のうち、第1号被保険者の負担分(20%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入者補正係数)と、標準給付費見込額

の調整交付金の合計額を算出します。

- ② 上記で求めた額に財政安定化基金拠出金（第4期は拠出なし）を加え、準備基金取崩額を控除し、第1号被保険者保険料の収納必要額を算出します。
- ③ 第1号被保険者保険料収納必要額を予定収納率で割り、第1号被保険者保険料の賦課総額を算出します。
- ④ 第1号被保険者保険料の賦課総額を、所得段階別の加入者割合を考慮して補正した被保険者数で割り、さらに12ヶ月で割ることにより、第1号被保険者の保険料基準額月額を算出します。
- ⑤ 介護報酬改定に伴う第1号被保険者保険料への負担影響分（2.8%相当額）について、国が交付する「介護従事者処遇改善特例交付金」を充当し、その影響分の半額相当額を3年間軽減します。
- ⑥ 第1号被保険者の基準月額保険料を「第4段階」の保険料とし、世帯に係る住民税課税状況及び本人の所得状況の区分に応じ、保険料を8段階（特例第4段階を含む実質9段階）に設定します。

以上の方法により求められた第1号被保険者の保険料基準額月額は4,312円となり、第3期（平成18年度～平成20年度）の3,676円より636円が上昇となります。

■第1号被保険者の保険料基準額月額

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|-------------------------------|------------------------|------------|------------|--------------|
| 介護サービス総費用額（千円） | 17,143,893 | 18,116,360 | 19,680,710 | 54,940,963 |
| 標準給付費見込額（千円） ① | 15,583,150 | 16,471,906 | 17,896,924 | 49,951,980 |
| 地域支援事業見込額（千円） ② | 338,446 | 346,490 | 355,480 | 1,040,416 |
| 合計額（①+②） ③ | 15,921,596 | 16,818,396 | 18,252,404 | 50,992,396 |
| 第1号被保険者負担分（③×20%） ④ | 3,184,319 | 3,363,679 | 3,650,481 | 10,198,479 |
| 調整交付金勘案後額 ⑤ | ④ + (①×5%) - (①×5.04%) | | | 10,178,498千円 |
| 財政安定化基金拠出金 (A) | | | | 0 |
| 介護給付費準備基金取崩額 (B) | | | | 350,000千円 |
| 保険料収納必要額 ⑥ | ⑤ + (A) - (B) | | | 9,828,498千円 |
| 予定保険料収納率 ⑦ | | | | 98.70% |
| 第1号被保険者保険料賦課総額 ⑧ | ⑥ / ⑦ | | | 9,957,951千円 |
| 所得段階別補正後被保険者数(人) ⑨ | 61,875人 | 63,170人 | 64,891人 | 189,935人 |
| 第1号被保険者保険料基準額月額 ⑩ | ⑧ / ⑨ / 12月 | | | 4,369円 |
| 特例交付金交付額 (C) | | | | 128,185千円 |
| 保険料基準額月額 (特例交付金による軽減後の額) ⑪ | (⑥ - C) / ⑦ / ⑨ / 12月 | | | 4,312円 |

■所得段階ごとの第1号被保険者保険料

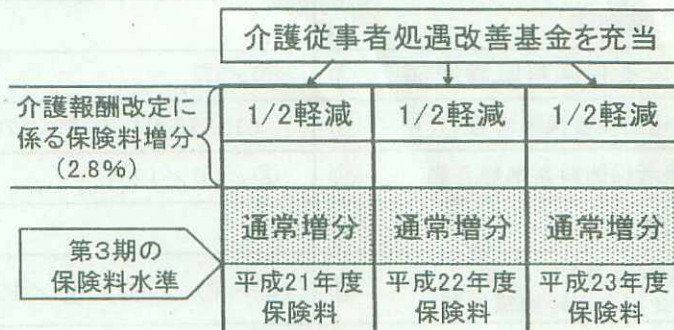
| 段階 | 対象者 | 保険料 基準月額 (円/月) | 負担割合 | 保険料 月額 | 保険料 年額 |
|------------|---|----------------------|--------|-----------|-----------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 ・高齢福祉年金受給者で、住民税が世帯 全員非課税の方 | 4,312円 | 0.50 | 2,156円 | 25,900円 |
| 第2段階 | ・住民税が世帯全員非課税で、課税年金 収入額+合計所得金額が80万円以下の 方 | | 0.50 | 2,156円 | 25,900円 |
| 第3段階 | ・住民税が世帯全員非課税で、第2段階 以外の方 | | 0.75 | 3,234円 | 38,800円 |
| 特例 第4段階 | ・本人が住民税非課税だが、同じ世帯に住 民税課税者がいる方で、課税年金収入額+ 合計所得金額が80万円以下の方 | | 0.90 | 3,881円 | 46,600円 |
| 第4段階 | ・本人が住民税非課税で、同じ世帯に住 民税課税者がいる方で、特例第4段階 以外の方 | | 1.00 | 4,312円 | 51,700円 |
| 第5段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の 合計所得金額が125万円未満の方 | | 1.15 | 4,959円 | 59,500円 |
| 第6段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の 合計所得金額が125万円以上、200万円 未満の方 | | 1.25 | 5,390円 | 64,700円 |
| 第7段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の 合計所得金額が200万以上、400万円 未満の方 | | 1.50 | 6,468円 | 77,600円 |
| 第8段階 | ・本人に住民税が課税され、前年中の 合計所得金額が400万円以上の方 | 1.65 | 7,115円 | 85,400円 | |

※ 実際に賦課される保険料基準額及び所得段階ごとの保険料は、盛岡市介護保険条例で定められます。

■介護従事者処遇改善特例交付金による第1号被保険者保険料の軽減

平成21年度4月からの介護報酬改定(2.8%)による第1号被保険者の保険料上昇を抑制するため、第4期計画期間においては、国の介護従事者処遇改善特例交付金によって創設した盛岡市介護従事者処遇改善基金を充当し、その影響上昇分の2分の1相当額を軽減します。

第1号被保険者保険料軽減のイメージ図



盛岡市 高齢者保健福祉計画
第4四期介護保険事業計画
(平成21年度～平成23年度)

発行 盛岡市 平成21年3月
電話 019-(651)4111
事務局 保健福祉部介護高齢福祉課